
大多喜町
高齢者保健福祉計画及び
第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

令和6年3月
千葉県 大多喜町

● ● 目 次 ● ●

第 1 部	計画の基本事項	1
第 1 章	計画策定の趣旨	1
第 2 章	高齢者を取り巻く状況	7
第 2 部	高齢者保健福祉計画	36
第 1 章	保健サービスの充実	37
第 2 章	生きがいつくり、社会参加の促進	46
第 3 章	生活支援サービスの充実	49
第 4 章	いつまでも住み続けたいくなるまちづくり	52
第 3 部	介護保険事業計画	56
第 1 章	日常生活圏域の設定	56
第 2 章	地域包括ケアシステムの深化・推進	56
第 3 章	介護保険事業の目標	57
第 4 章	地域支援事業（介護予防）の見込み	59
第 5 章	介護（予防）サービスの見込み	66
第 4 部	計画の推進	86
第 1 章	情報提供・相談の充実	86
第 2 章	計画の推進体制、進行管理	87
第 5 部	資料編	89

第 1 部 計画の基本事項

第 1 章 計画策定の趣旨

第 1 節 計画策定の背景

全国的に人口減少・少子高齢化が進行する中、本町においても、令和 5 年 9 月末現在の総人口 8,235 人のうち、高齢者人口は 3,633 人と高齢化率は 44.1%まで上昇しています。今後も高齢化の進行は続くことが見込まれており、少子高齢化社会への対応は急務といえます。

こうした中、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成 12 年に創設された介護保険制度は、高齢者の介護になくてはならない共助の仕組みとして定着、発展しています。しかし、高齢者世帯の増加や 8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラーをはじめとする多様化・複雑化した問題を抱える世帯が増加するなど、高齢者や介護保険制度を取り巻く環境は激しい変化が続いています。

今後もこうした人口構造や介護ニーズの変化が続くと見込まれており、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和 22 年など、中長期的な視点をもった持続可能な制度運営が求められています。

また、医療・介護・住まい・生活支援・社会参加の支援が必要な人は高齢者に限られず、生活困窮者、独居者、障がい者、ひとり親家庭など、これらの要素が複合的に重なり合うケースに対応するため、市町村における重層的支援体制整備事業等の推進や、「支える側」「支えられる側」という制度・分野の枠を超えた取り組みを推進する必要があります。

大多喜町高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画（以下「本計画」という。）は、こうした社会情勢や高齢者を取り巻く環境の変化に対応し、地域住民で支え合い、助け合いながら暮らしていくことのできる、地域共生社会の実現を目指すとともに、町を取り巻く状況や住民の意向を十分に踏まえ、人権尊重や災害時の被害軽減などを含め、安心して生活を継続でき、高齢期の暮らしを支える具体的な方策と、さらなる「地域包括ケアシステム」の充実を目指し策定するものです。

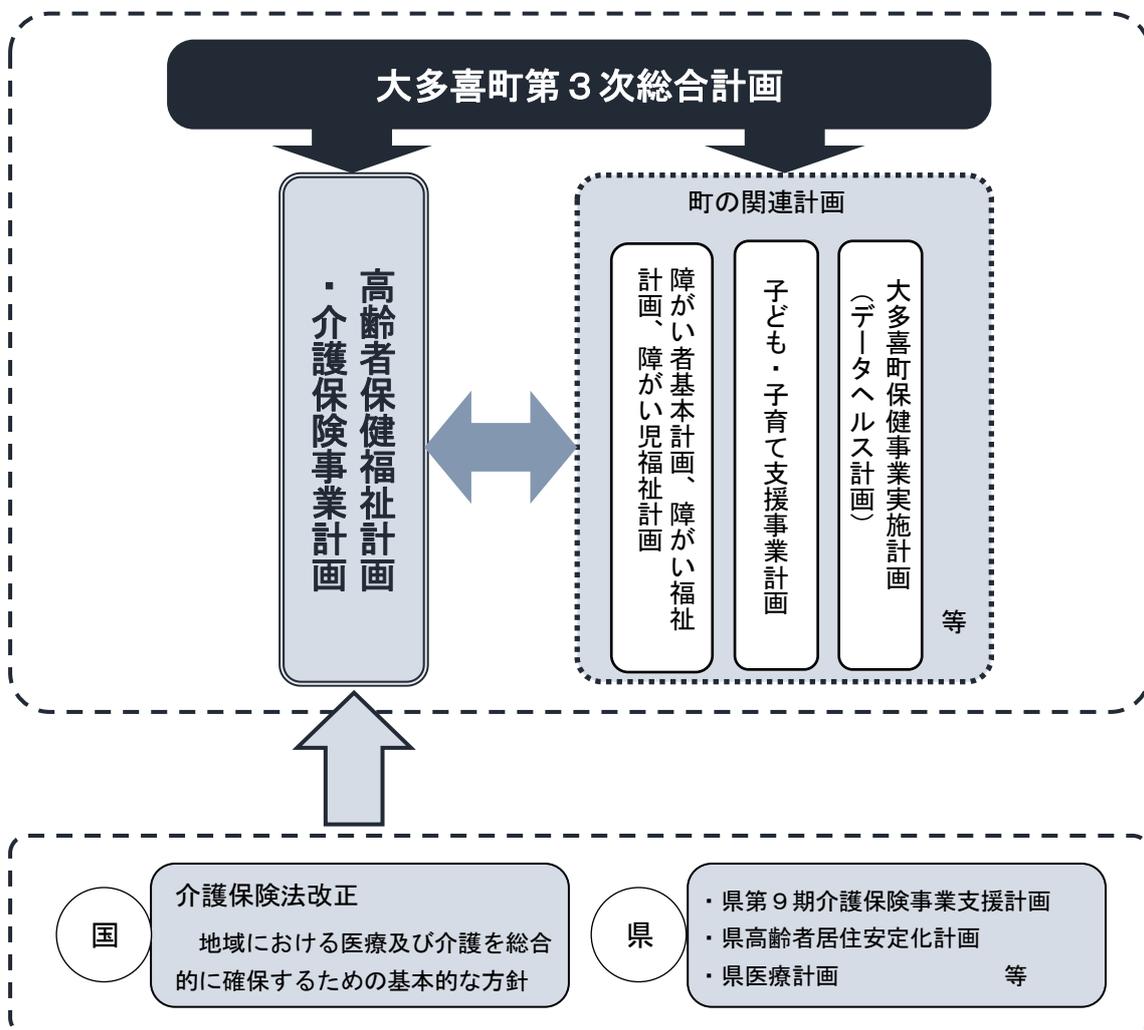
第2節 計画の位置付け

1 根拠法令

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」、介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」に位置付けられる計画で、両計画を一体のものとして策定したものです。

2 関連計画との関係

本計画は、町政の最上位計画である「大多喜町第3次総合計画」において未来づくり重点プロジェクトに掲げている「高齢化対策プロジェクト」及び基本目標6「施策項目3 高齢者福祉」等の関連施策との整合を図りながら、策定したものです。



第3節 計画期間

介護保険法において、市町村介護保険事業計画は3年を1期とするものと定められており、老人福祉計画（本町では高齢者保健福祉計画）は、老人福祉法において「介護保険事業計画と一体のものとして作成」することが定められていることから、本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和22年度
			団塊世代が75歳						団塊ジュニア世代が65歳以上に
高齢者福祉計画			高齢者保健福祉計画 (老人福祉法)			高齢者福祉計画			
第8期介護保険事業計画			第9期介護保険事業計画 (介護保険法)			第10期介護保険事業計画			

第4節 計画の対象

「高齢者保健福祉計画」は、高齢者の健康や生きがいなどを支え、活力ある長寿社会を築いていくための総合的な保健福祉施策を展開する計画であり、町内の高齢者が対象となります。

「介護保険事業計画」は、原則として介護保険法第7条第3項の「要介護者」及び同法第7条第4項の「要支援者」に係る施策が中心となります。

なお、40歳から64歳までの方については、特定疾患（加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの）によって要介護状態である方に限られます。

第5節 計画の策定体制

1 協議組織と各主体の役割

(1) 大多喜町、町議会

大多喜町は本計画の決定機関です。

大多喜町議会は介護保険料の条例改正を含む介護保険事業計画を決定します（議決事項）。また、担当課が計画策定全般にわたる事務局機能及び庁内調整を行います。

(2) 大多喜町介護保険運営協議会

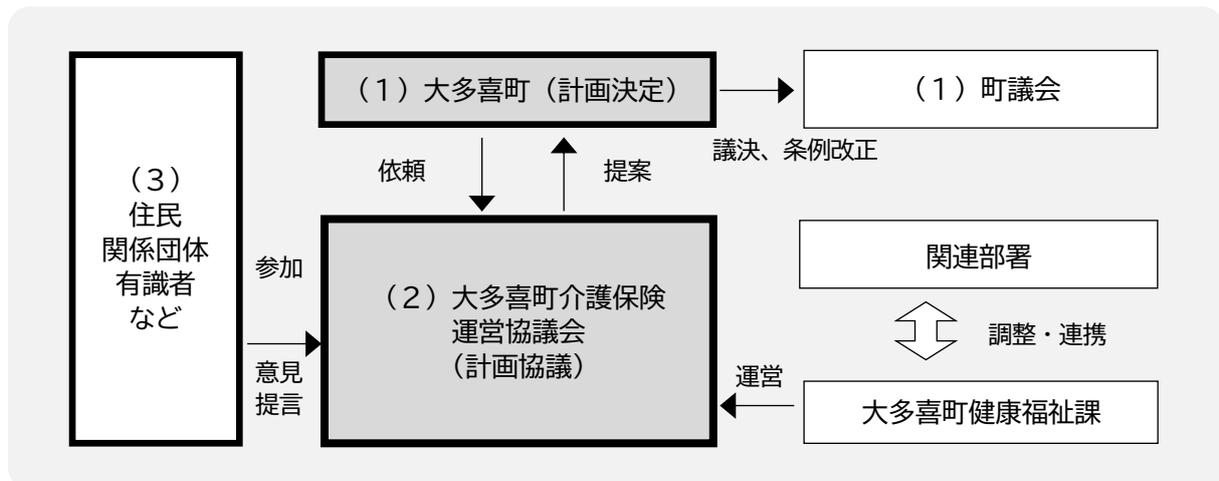
大多喜町介護保険運営協議会は、計画を含む、介護保険事業運営の協議機関です。

町長からの計画策定の依頼を受け、計画の策定体制、策定方法、策定内容、推進方法など、計画全般にわたる検討を行い、町長に計画案を提案します。

(3) 住民、関係団体、有識者など

計画を推進する主体者であり、サービスの利用者です。

大多喜町介護保険運営協議会への参加、アンケートなどの各種調査、意見公募などを通じて、計画全般にわたって積極的な意見を発信していただきます。



2 アンケート調査の実施

65歳以上の高齢者（要支援・要介護認定者以外）を対象にした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）、要介護認定を受けて在宅で生活している方を対象にした在宅介護実態調査（以下「在宅介護調査」という。）を実施しました。

【調査の実施概要】

名 称	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
目 的	○高齢者の心身の状況、生活環境の実態、暮らし方への意識を明らかにする。 ○調査結果を用いて今後の施策（福祉や生活支援、介護サービスなど）の参考とする。	○要介護認定者の在宅生活の状況、介護者の就労継続の状況を明らかにする。 ○調査結果を用いて今後の在宅介護支援施策の参考とする。
対 象 者	65歳以上の高齢者 （要支援・要介護認定者以外）	要介護認定を受けて在宅で生活している方で認定の更新をする方
基 準 日	令和4年11月1日現在	訪問時点
調 査 期 間	令和4年11月～令和5年1月	令和4年11月～令和5年4月
調 査 方 法	郵送配布・郵送回収	認定調査員による聞き取り調査
調 査 項 目	1 ご家族や生活状況について 2 からだを動かすことについて 3 食べることについて 4 毎日の生活について 5 地域での活動について 6 たすけあいについて 7 健康について 8 認知症について 9 権利擁護について 10 介護予防の取り組みについて 11 新型コロナウイルス感染症による影響について 12 町での暮らしについて	1 概況調査等と並行して記載する項目（A票） 2 主な介護者またはご本人に回答頂く項目（B票）
配 布 数	2,200人 （性別、年齢層などを勘案し、無作為抽出）	263人
有効回答数	1,554人（有効回答率 70.6%）	263人（有効回答率 100%）

3 意見公募の実施

本計画に対する意見を住民から広く募集するため、意見公募を実施しました。

第6節 高齢者施策に関する主な計画

1 第3次総合計画 後期基本計画における高齢者施策

町政の最上位計画である「第3次総合計画 後期基本計画」では、高齢者に関連する施策を次のように記載しています。

基本構想（平成28年度～令和7年度） 後期基本計画（令和3年度～令和5年度）	
まちづくりの基本理念	みんなが主役。よろこびのまちの創生
将来像	ひと まち みどり 未来に光り続けるふるさと 大多喜
目標人口 （令和7年度末）	8,500人 （参考データ）推計人口：8,005人、高齢化率：45.5%
未来づくり 重点プロジェクト	高齢化対策プロジェクト 「健康づくり」、「地域社会・ボランティア」、「生きがいづくり」、「福祉」に関する施策からなる「高齢化対策プロジェクト」を設定し、重点的に推進していきます。
基本目標6 【健康・福祉】	～ 支え合いながら健やかに暮らせるまちをつくる ～ ◆高齢者福祉 ○各種介護サービスの充実を図るとともに、介護サービスを安定的に提供するためのサービス提供事業所の確保に取り組みます。 ○高齢期を健康で生きがいを持って自立した生活ができるよう、高齢者の健康づくりや社会参加を促進します。

【将来像と基本目標】



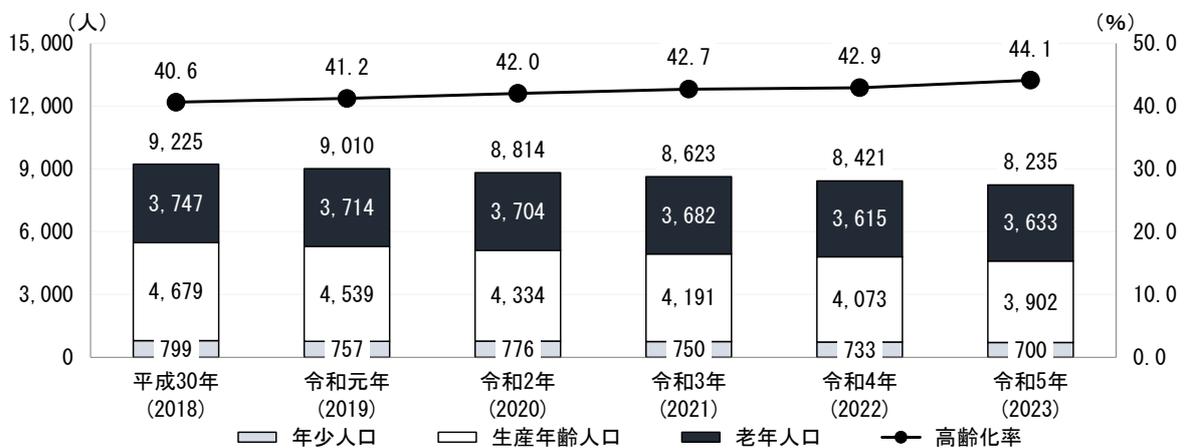
第2章 高齢者を取り巻く状況

第1節 統計データからみる現状

1 総人口の推移

住民基本台帳における本町の令和5年9月末の総人口は8,235人となっています。総人口は減少が続いており、平成30年から令和5年にかけて990人(10.7%)減少しています。

また、年齢3区分別の推移をみても、すべての年齢区分で減少しており、老年人口は114人(3.0%)減少しています。高齢化率は年々上昇しており令和5年9月末には44.1%となっています。

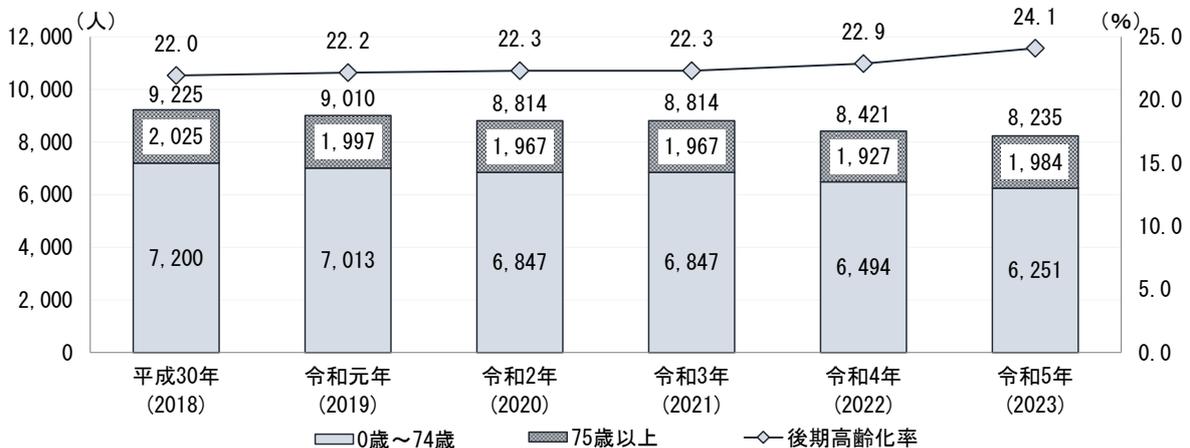


出典：住民基本台帳（各年9月末）

2 後期高齢者人口の推移

75歳以上の後期高齢者の人口は、令和元年以降1,900人台で推移しており、令和5年9月末には1,984人となっています。なお、平成30年から令和5年にかけて41人(2.0%)の減少となっています。

後期高齢化率は、後期高齢者の減少を上回るペースで総人口が減少していることから、平成30年の22.0から上昇傾向となっており、令和5年9月末には24.1%となり、2.1ポイント上昇しています。

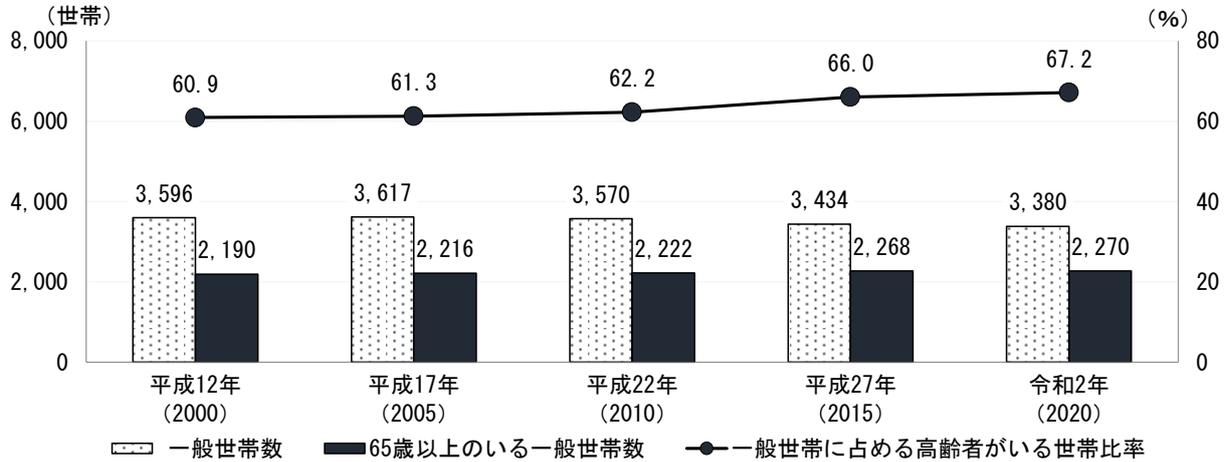


出典：住民基本台帳（各年9月末）

3 高齢者世帯の推移

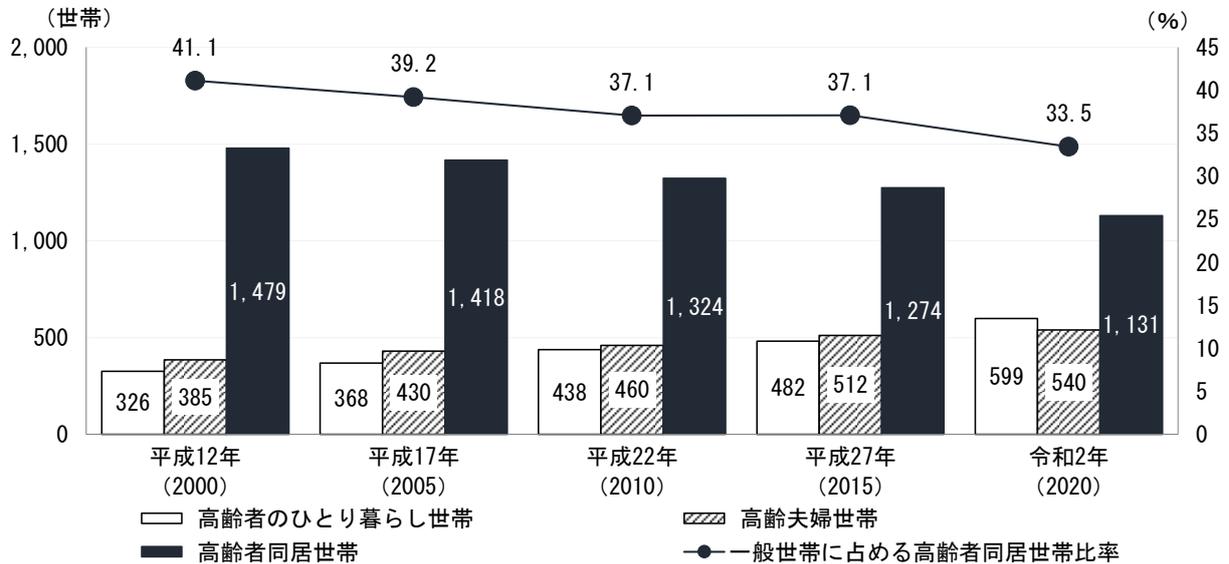
平成17年以降、本町の一般世帯数は総人口の減少とともに減少傾向にあります。

この中で、65歳以上の高齢者世帯数は徐々に増加しており、高齢者世帯比率は67.2%に上昇し、一般世帯数の2/3を占めるようになっています。



出典：国勢調査

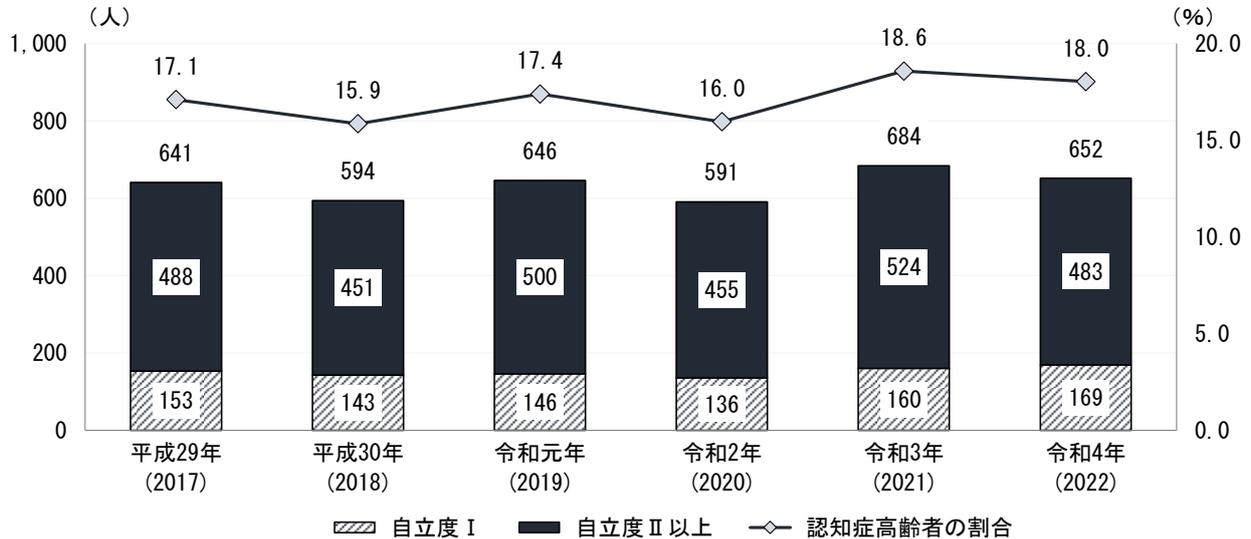
高齢者世帯のうち、ひとり暮らし高齢者世帯数は平成12年から約1.8倍（273世帯増）、高齢夫婦世帯数も平成12年から約1.4倍（155世帯増）に増加しています。その一方、高齢者が同居する世帯比率は徐々に低下しています。



出典：国勢調査

4 認知症高齢者

認知症高齢者数の推移をみると、増減を繰り返しながら推移し、令和4年9月末には652人、高齢者数に占める割合（出現率）は18.0%となっています。



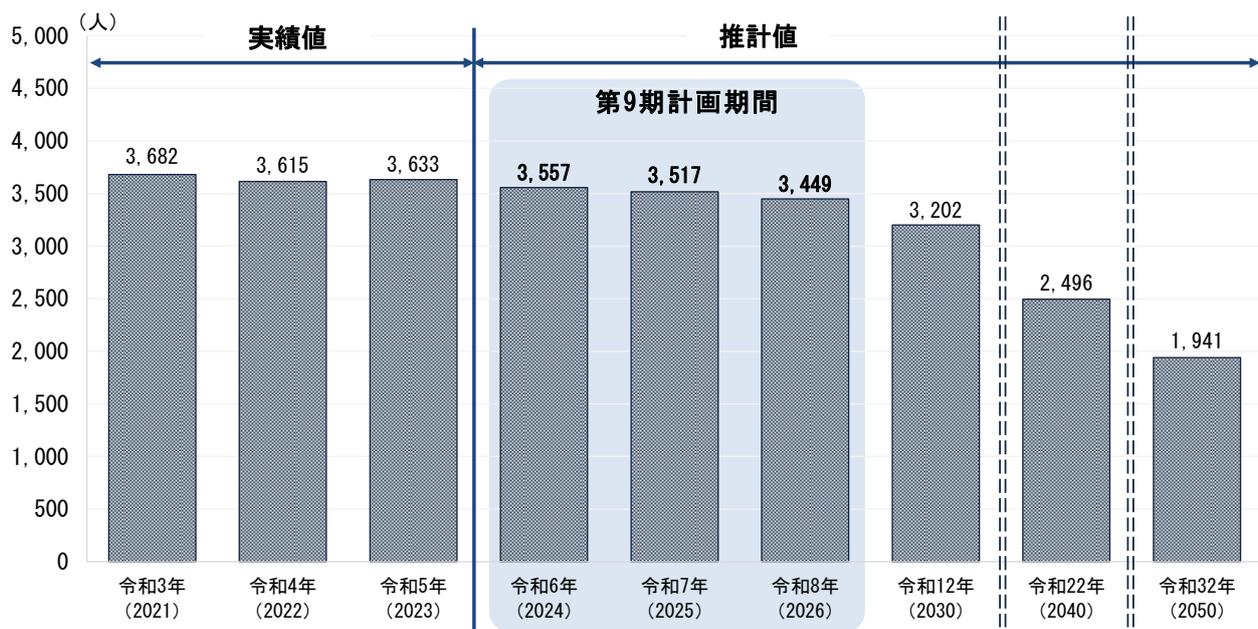
出典：大多喜町 健康福祉課（各年9月末）

5 介護保険事業対象者

(1) 第1号被保険者数

介護保険事業の対象者となる第1号被保険者数は、減少傾向となり、本計画最終年の令和8年度には3,449人になると見込まれています。

また、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年度には2,496人になると想定されます。



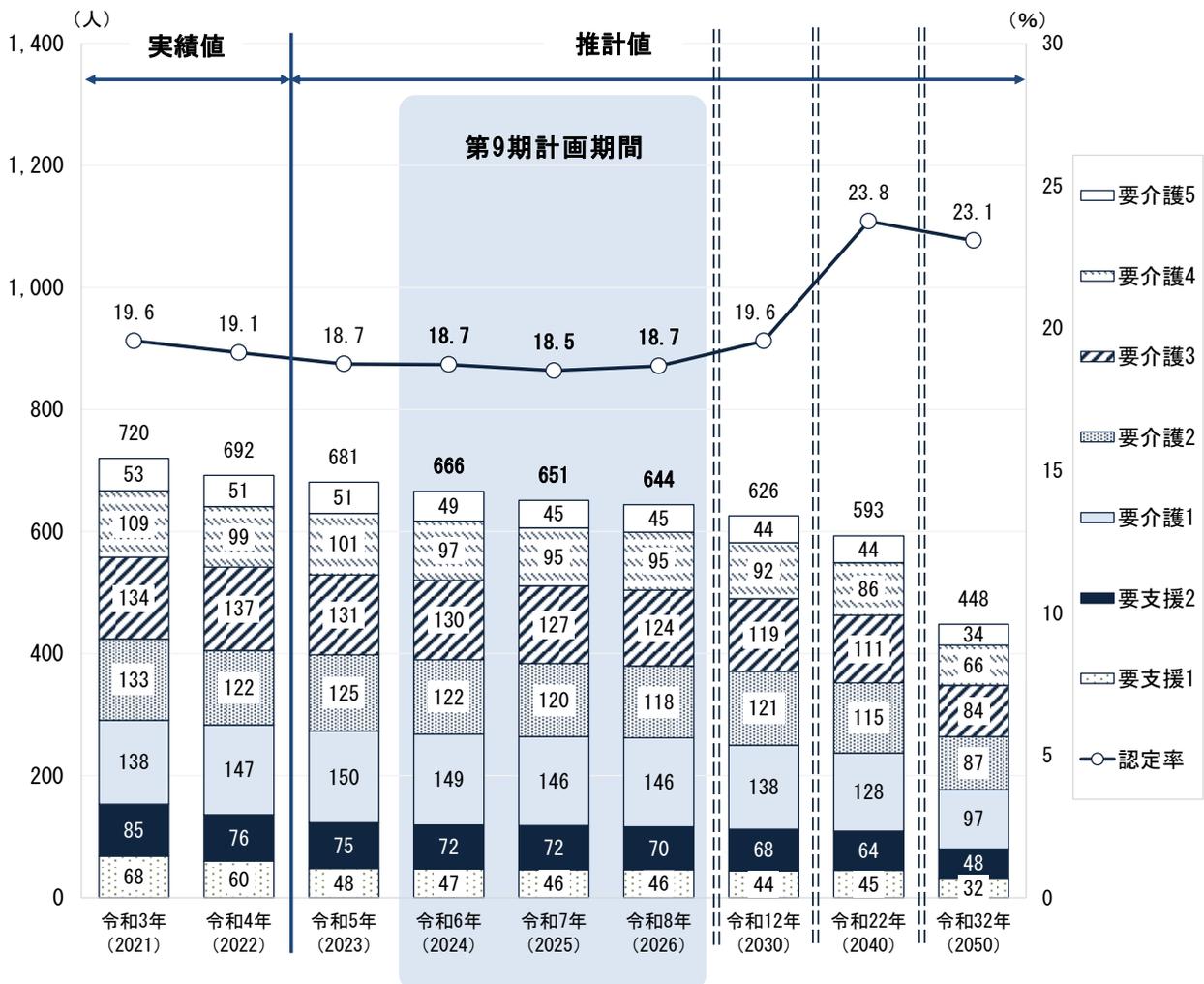
出典：地域包括ケア「見える化システム」

(2) 要支援・要介護認定者

第1号被保険者数の減少に伴い、要支援・要介護認定者数も減少傾向となっています。本計画期間においても減少が続き、計画最終年の令和8年には644人となる見込みです。

また、要介護認定率の推移をみると、令和5年以降は18%台が続き、計画最終年の令和8年には18.7%となる見込みです。

その後も、要支援・要介護認定者数は減少が続くものの、第1号被保険者数がさらに減少することが見込まれ、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年には要介護認定率は23.8%まで上昇する見込みとなっています。



出典：地域包括ケア「見える化システム」

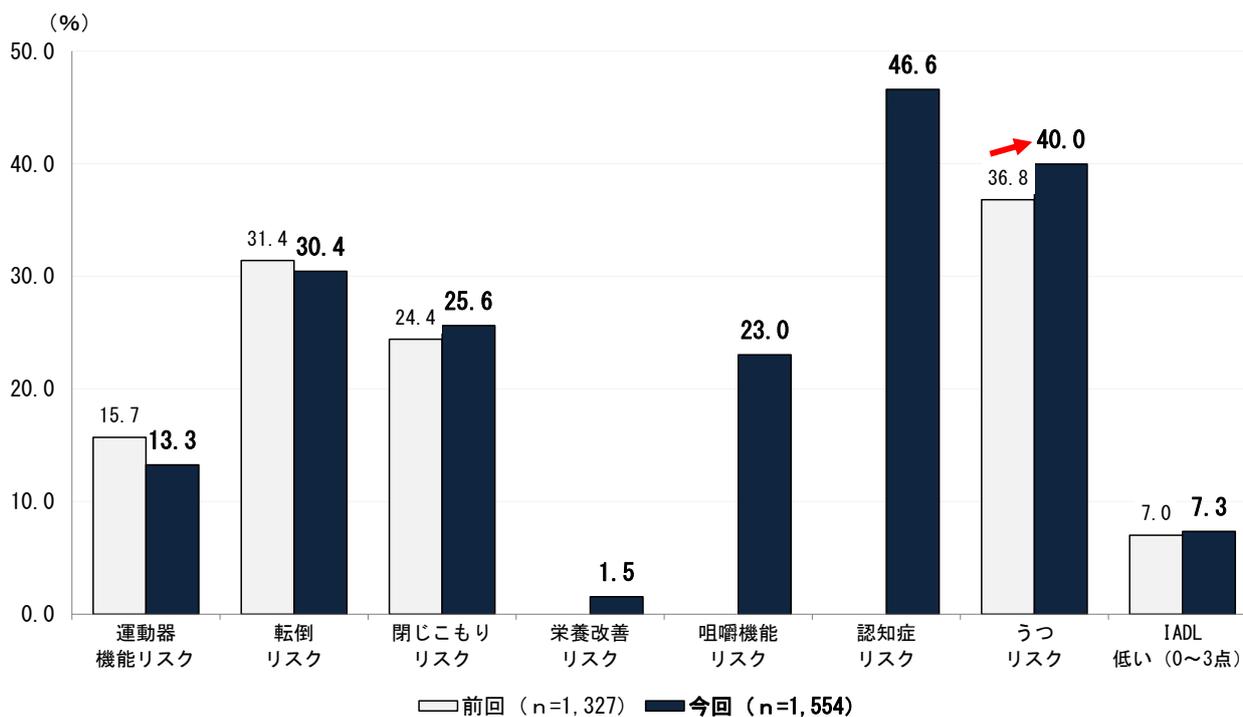
第2節 アンケート調査結果分析

本資料は、要介護未認定者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、在宅で生活している要支援・要介護の認定者を対象とした「在宅介護実態調査」の結果を基に、本町の高齢者施策検討の際に考慮が必要な特徴的な項目を抽出し、分析・整理したものです。

1 要介護リスクの傾向分析（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

(1) 要介護リスクの全体的な傾向

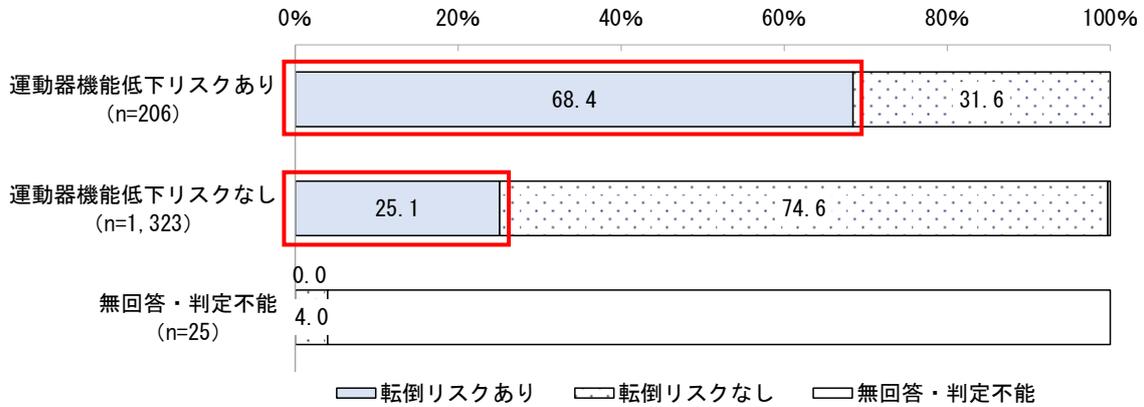
- 回答者の4人に1人以上に「認知症」(46.6%)、「うつ」(40.0%)、「転倒リスク」(30.4%)、「閉じこもり」(25.6%)の傾向があるとみられ、各分野において予防の取り組みが必要と考えられます。
- 前回(令和元年度実施)調査と比較すると、「うつ傾向」が3.2ポイント増加しています。



※ 「栄養改善」、「咀嚼機能」、「認知症」は今回の調査から。

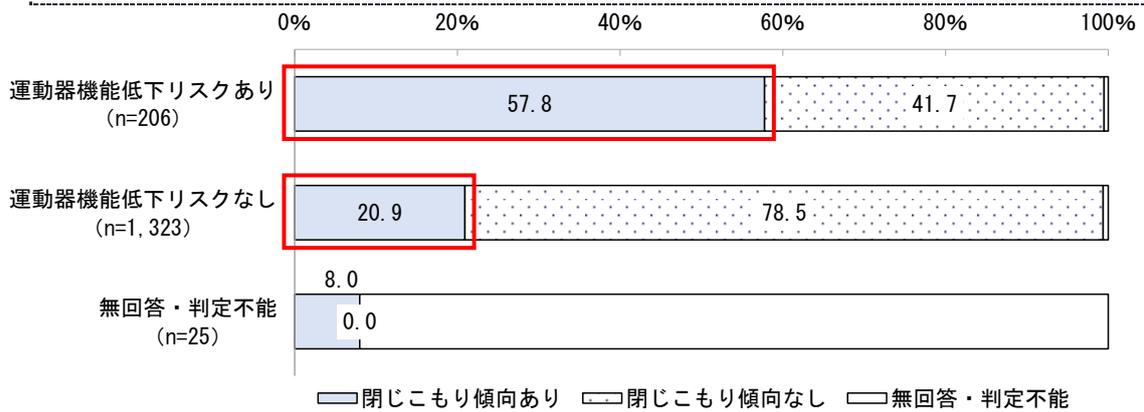
(2) 転倒リスク

○ 転倒リスクを運動器機能低下リスク別で見ると、運動器機能低下リスクがある方とない方で43.3ポイントの差となっています。



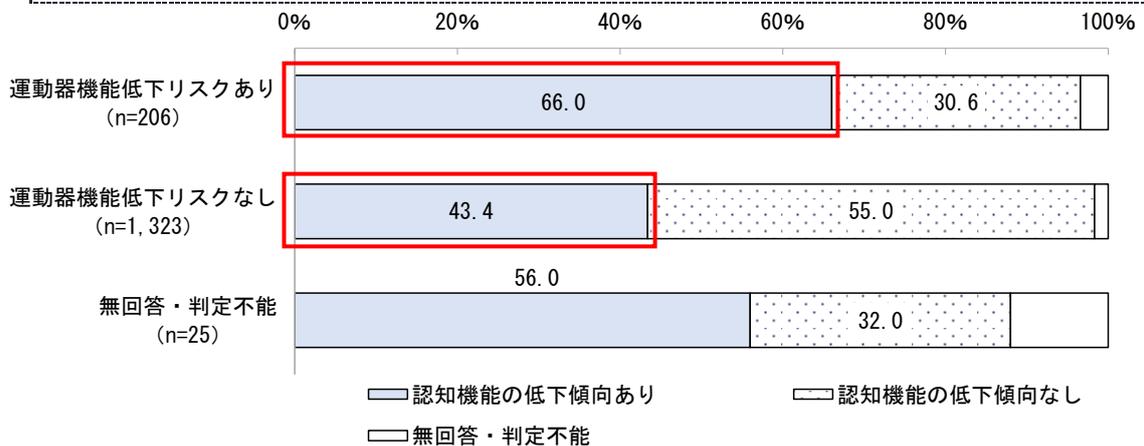
(3) 閉じこもりリスク

○ 閉じこもり傾向を運動器機能低下リスク別で見ると、運動器機能低下リスクがある方とない方で36.9ポイントの差となっています。



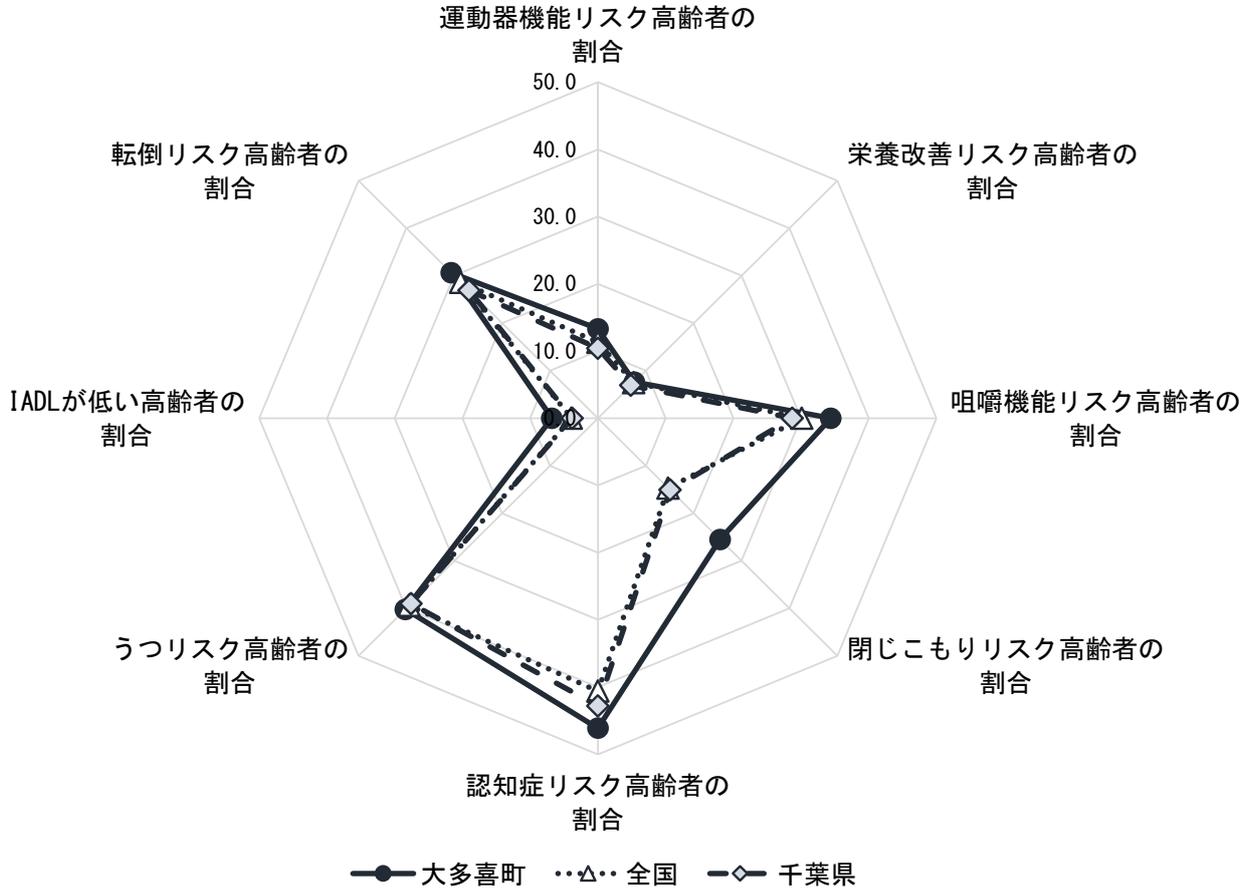
(4) 認知症リスク

○ 認知機能の低下傾向を運動器機能低下リスク別で見ると、認知機能の低下傾向がある方とない方で22.6ポイントの差となっています。



(5) 全国・県との比較

○ 要介護リスクを全国、千葉県と比較すると、「閉じこもり」、「咀嚼機能」、「認知症」のリスク割合が高い傾向にあります。



	運動器機能リスク	栄養改善リスク	咀嚼機能リスク	閉じこもりリスク
大多喜町	13.3%	7.6%	34.4%	25.5%
千葉県	10.4%	6.9%	28.7%	15.1%
全国	11.3%	7.5%	30.1%	14.7%

	認知症リスク	うつリスク	IADL が低い	転倒リスク
大多喜町	46.1%	40.2%	6.8%	30.6%
千葉県	42.8%	39.0%	3.8%	26.9%
全国	40.6%	39.4%	3.9%	28.6%

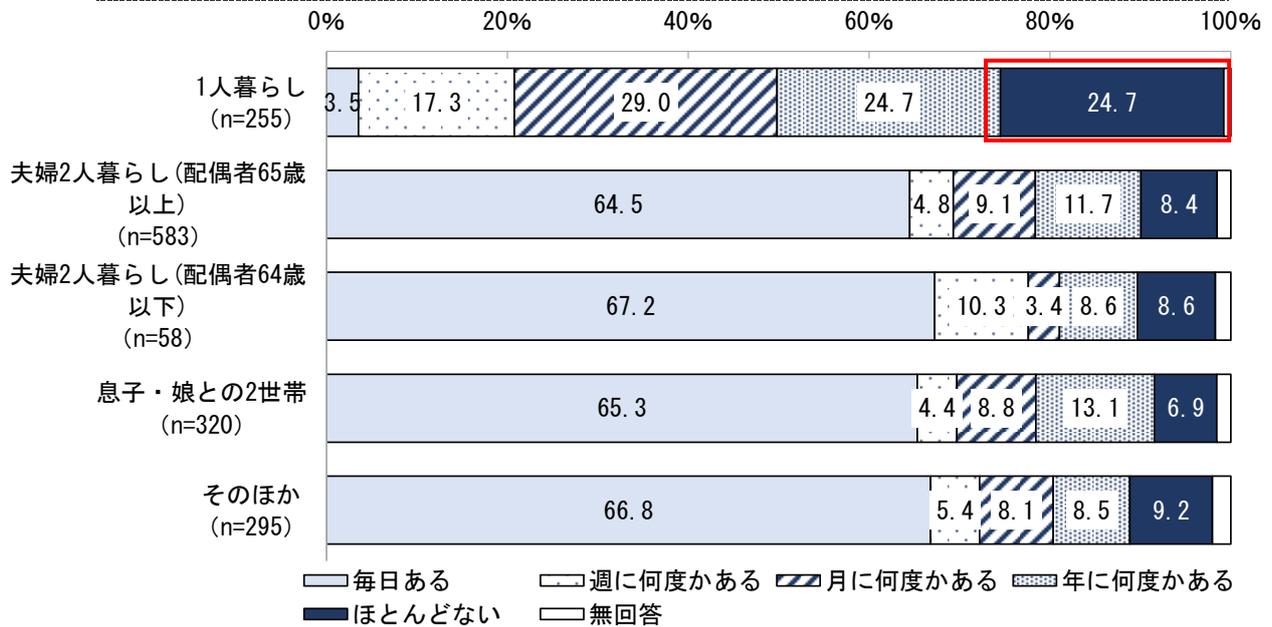
出典：地域包括ケア「見える化システム」

※ 「見える化システム」への登録には、登録要件に合う回答者のみ登録しているため、本町のみ調査結果（全数）と数値が異なります。

※ 千葉県は登録のあった20保険者、全国は登録のあった612保険者のそれぞれ平均値です。

2 誰かと食事をとにもする機会（孤食）（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

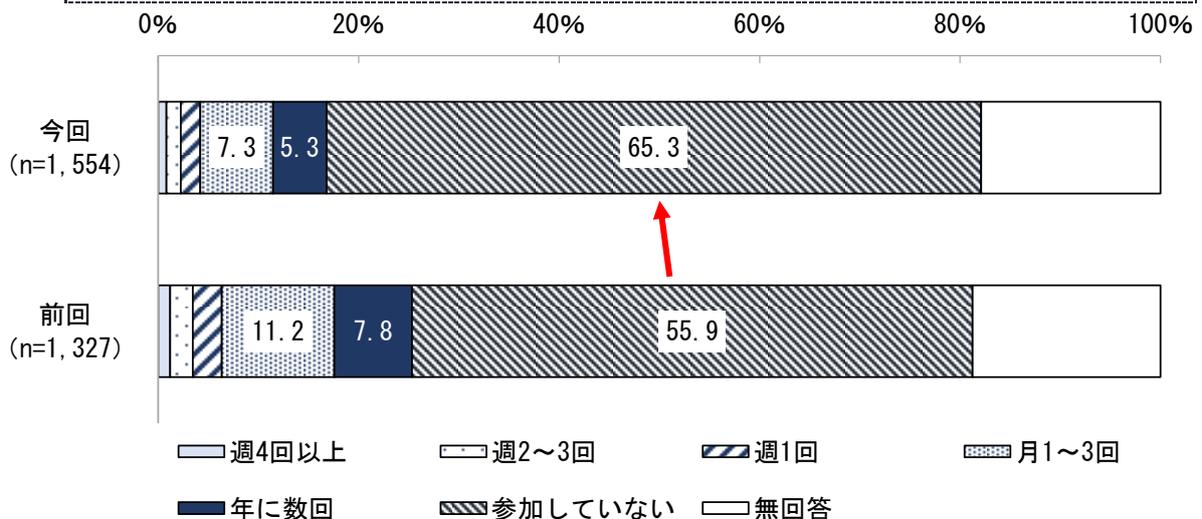
○ 誰かと食事をとにもする機会を家族構成別で見ると、1人暮らしの方は「ほとんどない」が24.7%と他の家族構成と比較して高い傾向にあります。



3 各活動への参加頻度（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

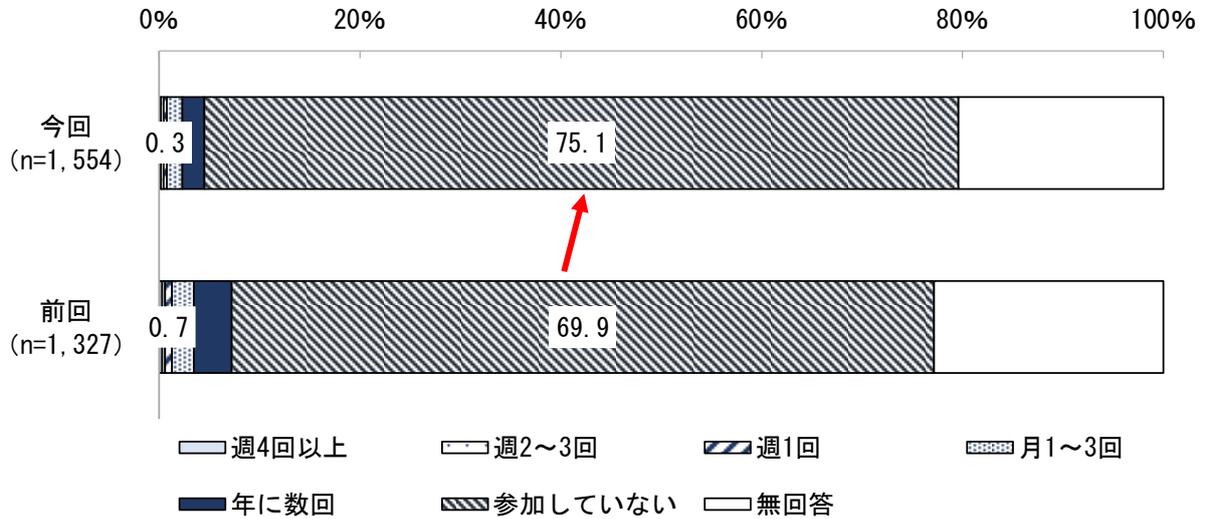
(1) 趣味関係のグループへの参加頻度

○ 趣味関係のグループへの参加頻度を前回調査と比較すると、「参加していない」の割合が9.4ポイント増加しています。



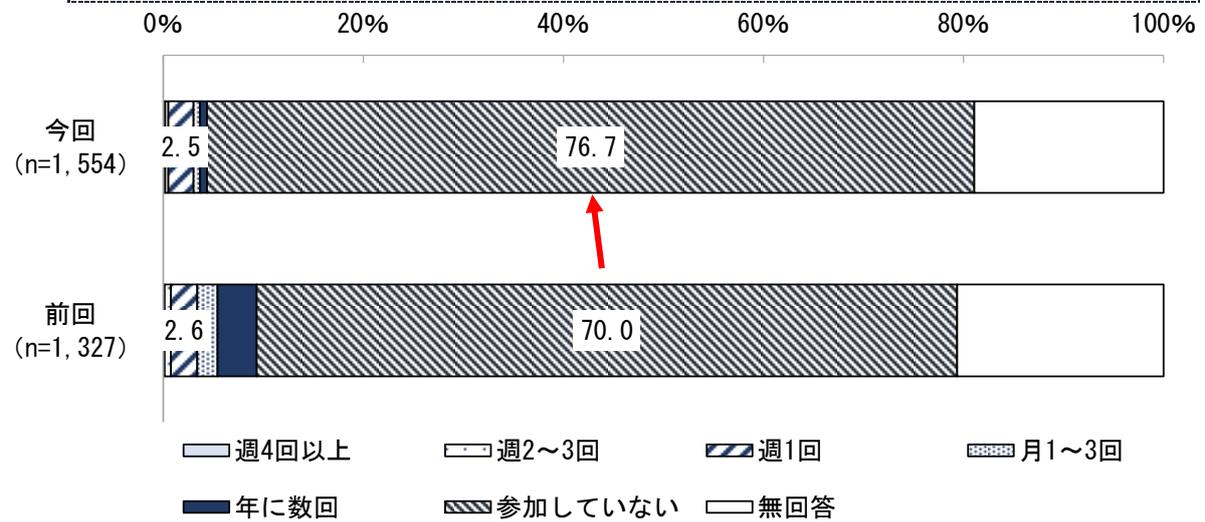
(2) 学習・教養サークルへの参加頻度

○ 学習・教養サークルへの参加頻度を前回調査と比較すると、「参加していない」の割合が5.2ポイント増加しています。



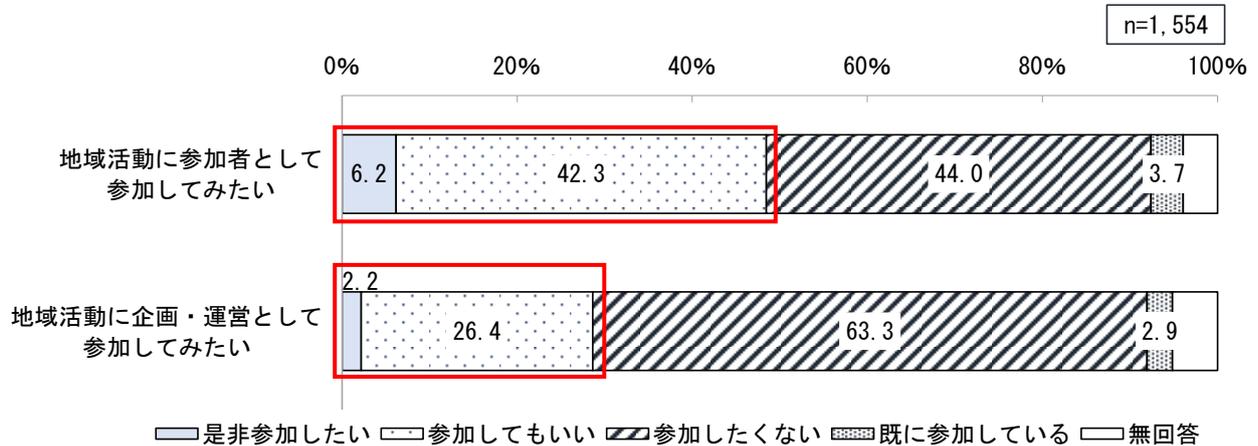
(3) 介護予防のための通いの場への参加頻度

○ 介護予防のための通いの場への参加頻度を前回調査と比較すると、「参加していない」の割合が6.7ポイント増加しています。



4 地域活動への参加意向（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

○ 地域活動への参加意向を参加の立場でみると、参加者として参加意向のある方（是非+参加してもいい）は5割弱、企画・運営として参加意向のある方（是非+参加してもいい）は3割となっています。なお、前回調査時から大きな変化はありません。

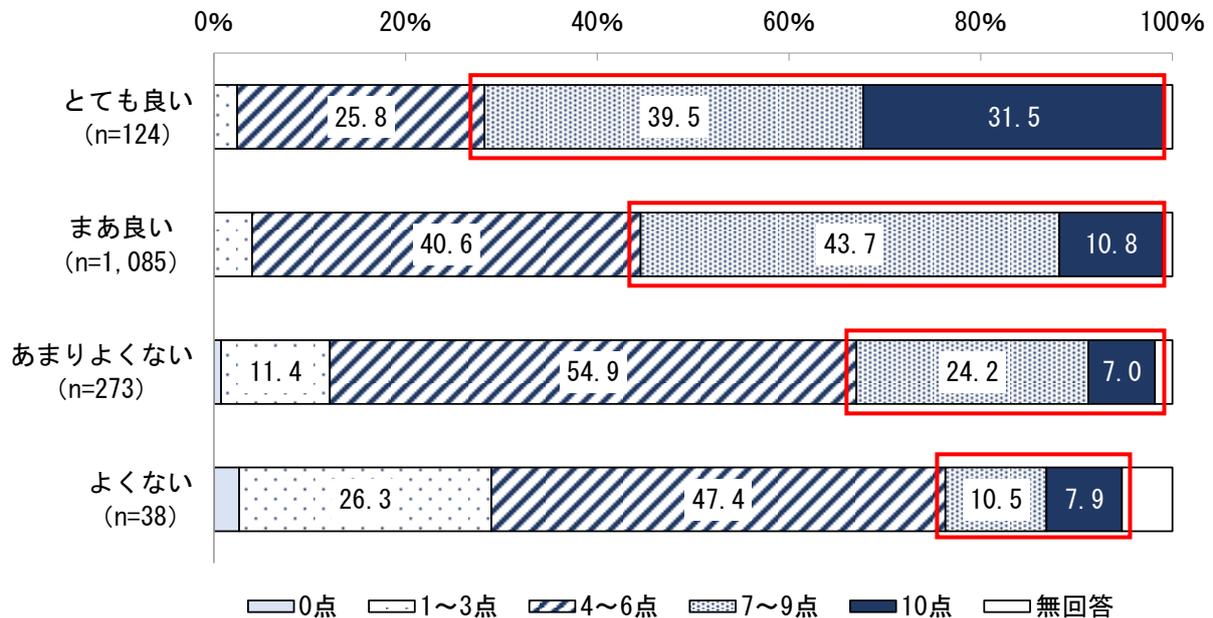


参加者として	今回 n=1,554	前回 n=1,327	前回 比較
是非参加したい	6.2	6.8	-0.6
参加してもいい	42.3	39.8	2.5
参加したくない	44.0	40.7	3.3
既に参加している	3.7	6.1	-2.4
無回答	3.9	6.6	-2.7

企画・運営として	今回 n=1,554	前回 n=1,327	前回 比較
是非参加したい	2.2	2.5	-0.3
参加してもいい	26.4	26.8	-0.4
参加したくない	63.3	61.0	2.3
既に参加している	2.9	3.0	-0.1
無回答	5.1	6.7	-1.6

5 主観的幸福感（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

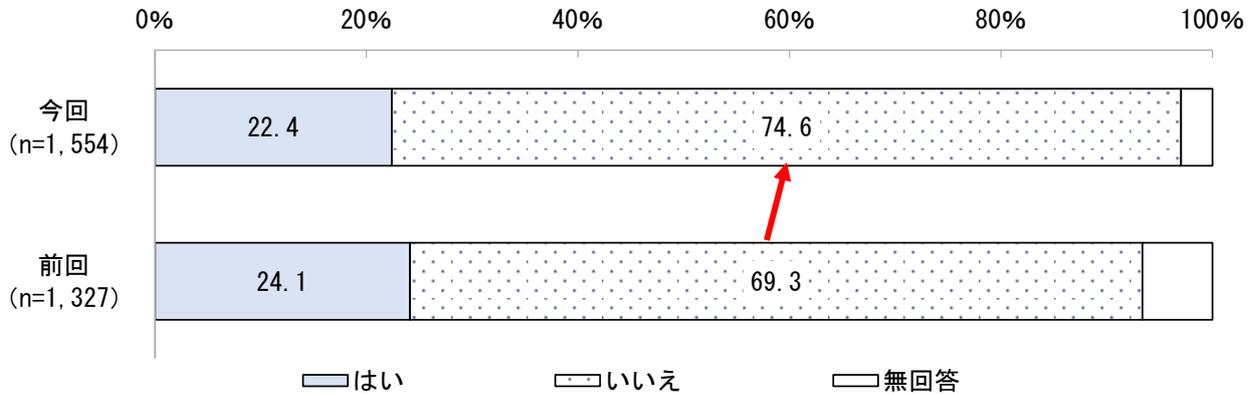
○ 主観的幸福感を健康状態別でみると、健康状態が良い方ほど幸福感も高い傾向にあります。特に健康状態が“とても良い”方の3割が「10点」と回答しています。



6 認知症について（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

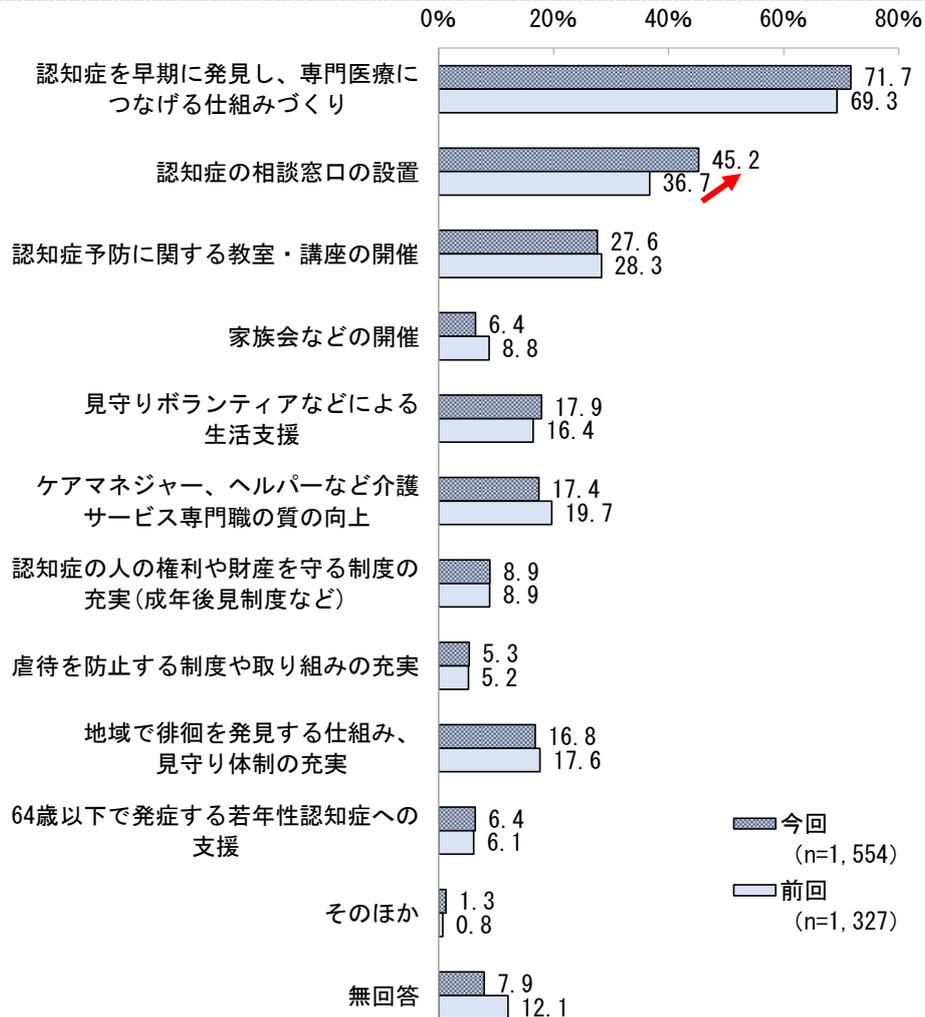
（1）認知症に関する相談窓口の認知

○ 認知症に関する相談窓口を知っているかを前回調査と比較すると、「いいえ（知らない）」の割合が5.3ポイント増加しています。



（2）重点に置くべき認知症対策

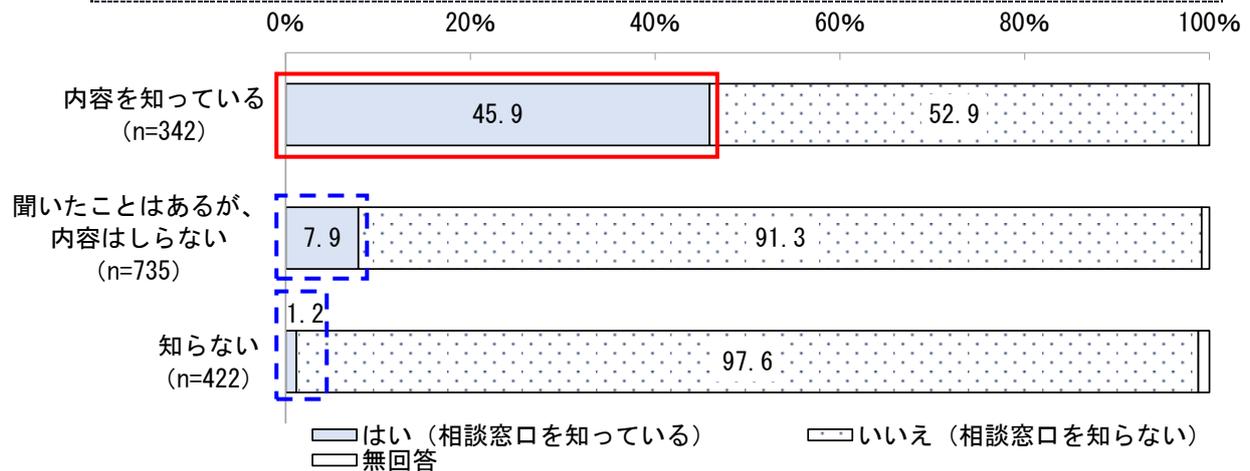
○ 重点に置くべき認知症対策を前回調査と比較すると、「認知症の相談窓口の設置」の割合が8.5ポイント増加しています。



7 成年後見制度について（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

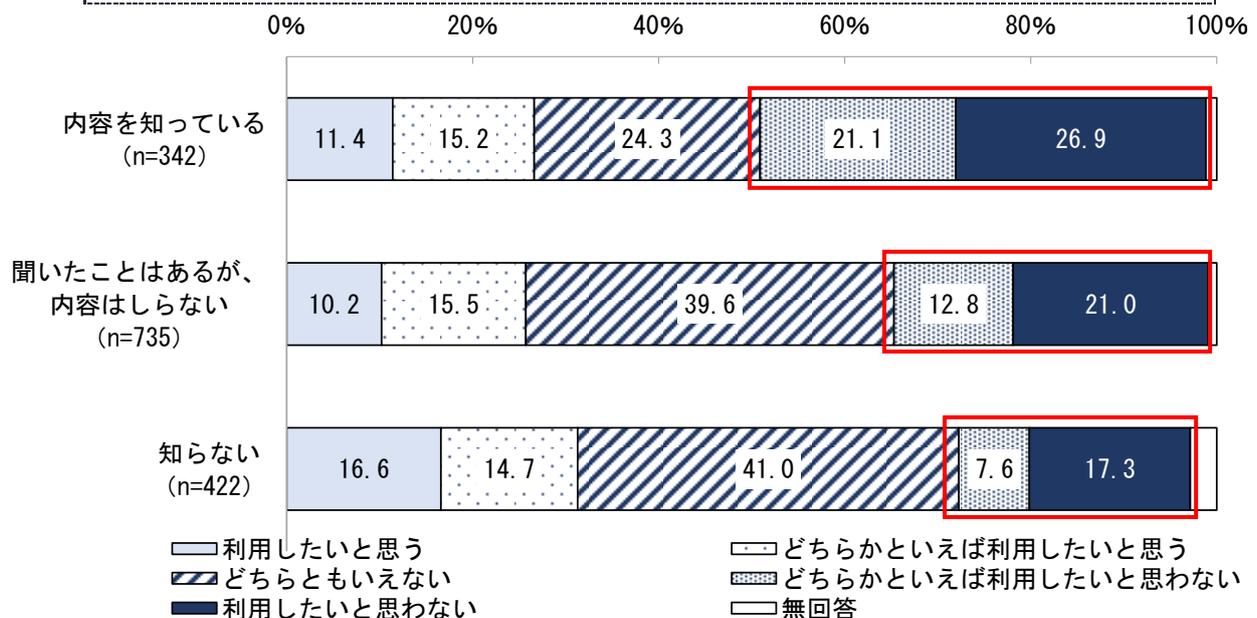
（1）成年後見制度に関する相談窓口の認知度

○ 成年後見制度に関する相談窓口の認知度を成年後見制度の認知状況別で見ると、内容を知っている方の4割半ばが「はい（相談窓口を知っている）」と回答しているものの、成年後見制度を知らない方（“聞いたことはある”含む）の認知度は1割を切っています。



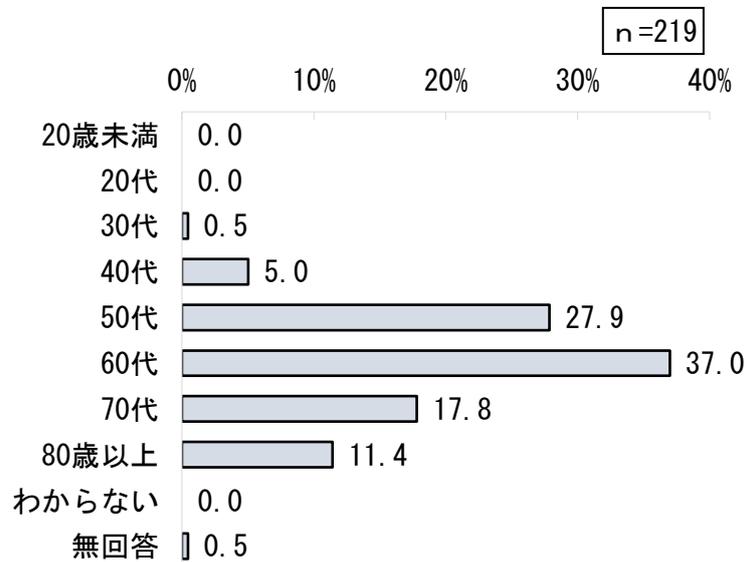
（2）成年後見制度の利用意向

○ 成年後見制度の利用意向を成年後見制度の認知状況別で見ると、内容を知っている方のほうが、利用意向は低い傾向となっています。



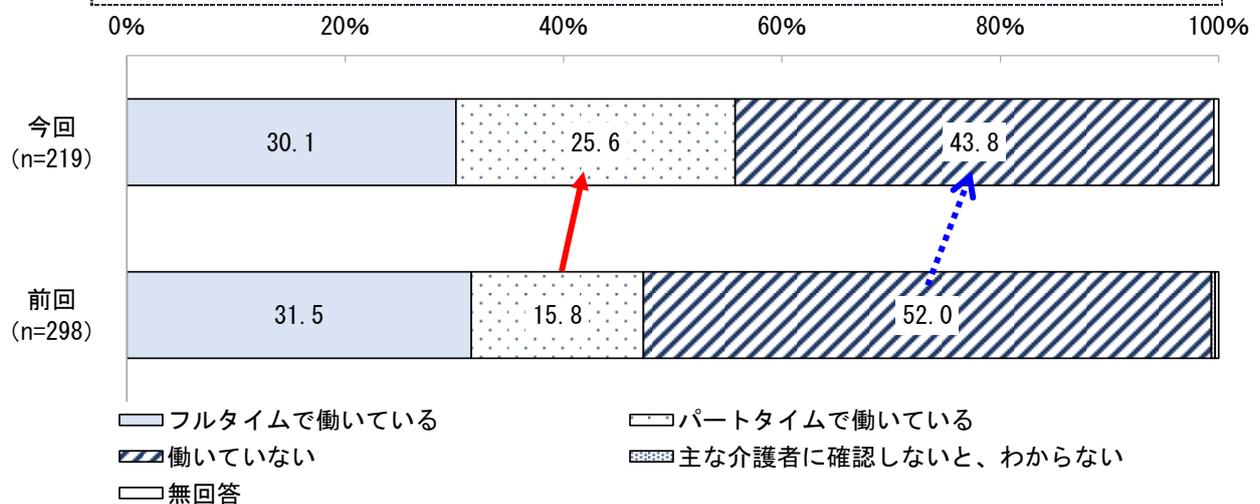
8 主な介護者の年齢（在宅介護実態調査）

○ 主な介護者の年齢をみると 60 代以上が 6 割半ばとなっています。



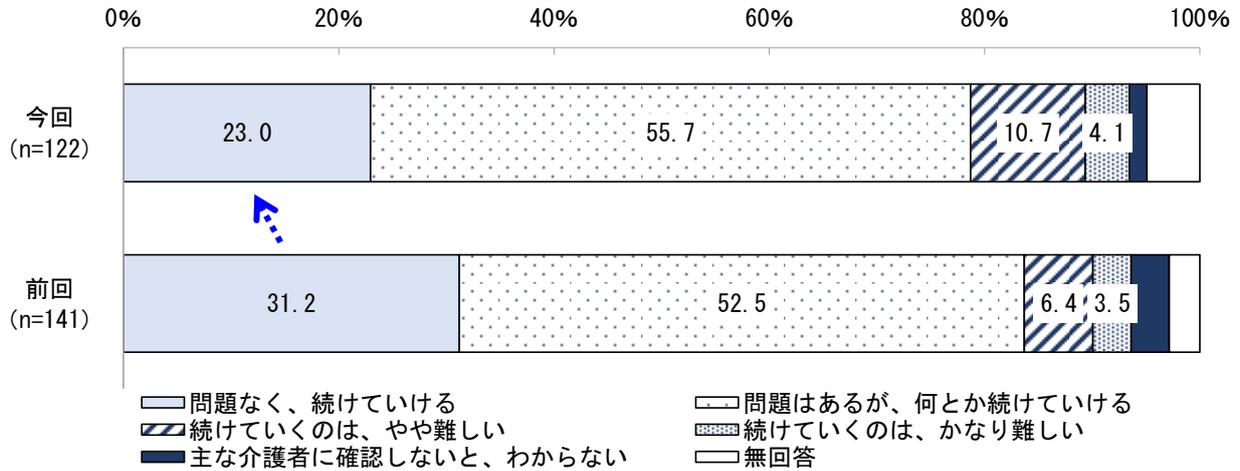
9 主な介護者の勤務形態（在宅介護実態調査）

○ 主な介護者の勤務形態を前回調査と比較すると、「パートタイムで働いている」が 9.8 ポイント増加し、「働いていない」が 8.2 ポイント減少しています。



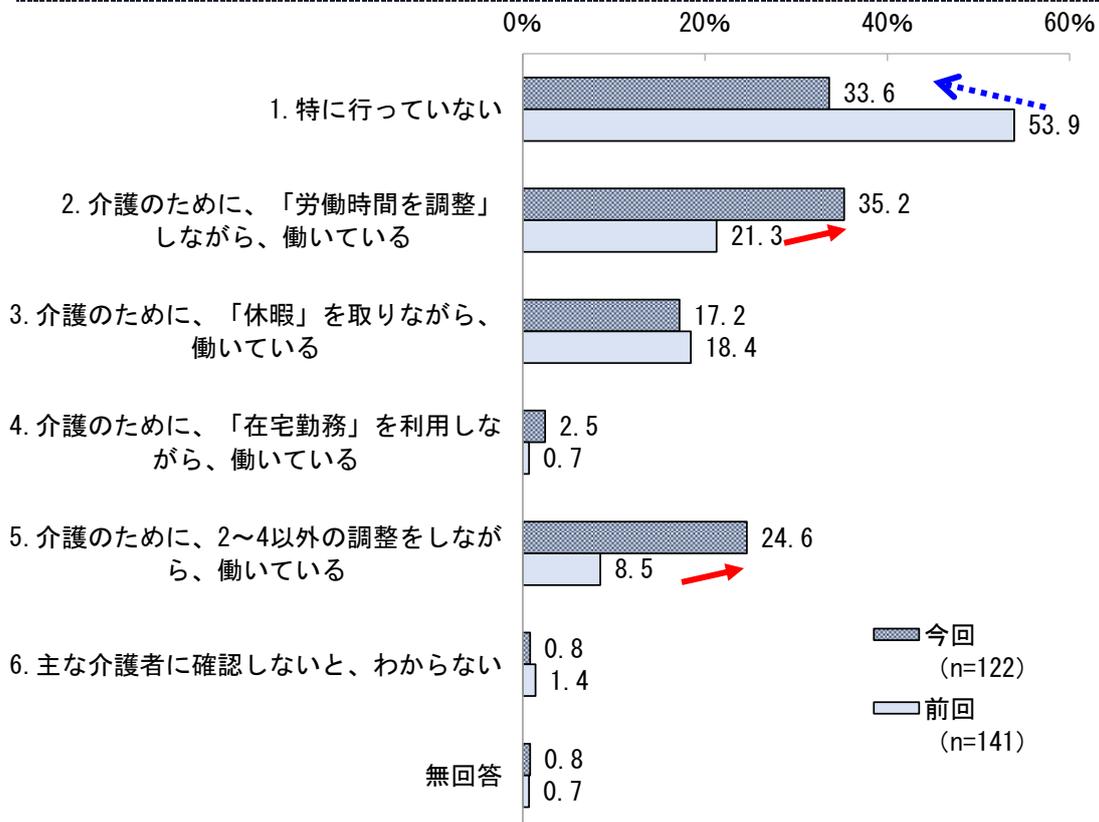
10 働きながらの介護の継続（在宅介護実態調査）

○ 働きながらの介護の継続を前回調査と比較すると、「問題なく、続けていける」が8.2ポイント減少しています。



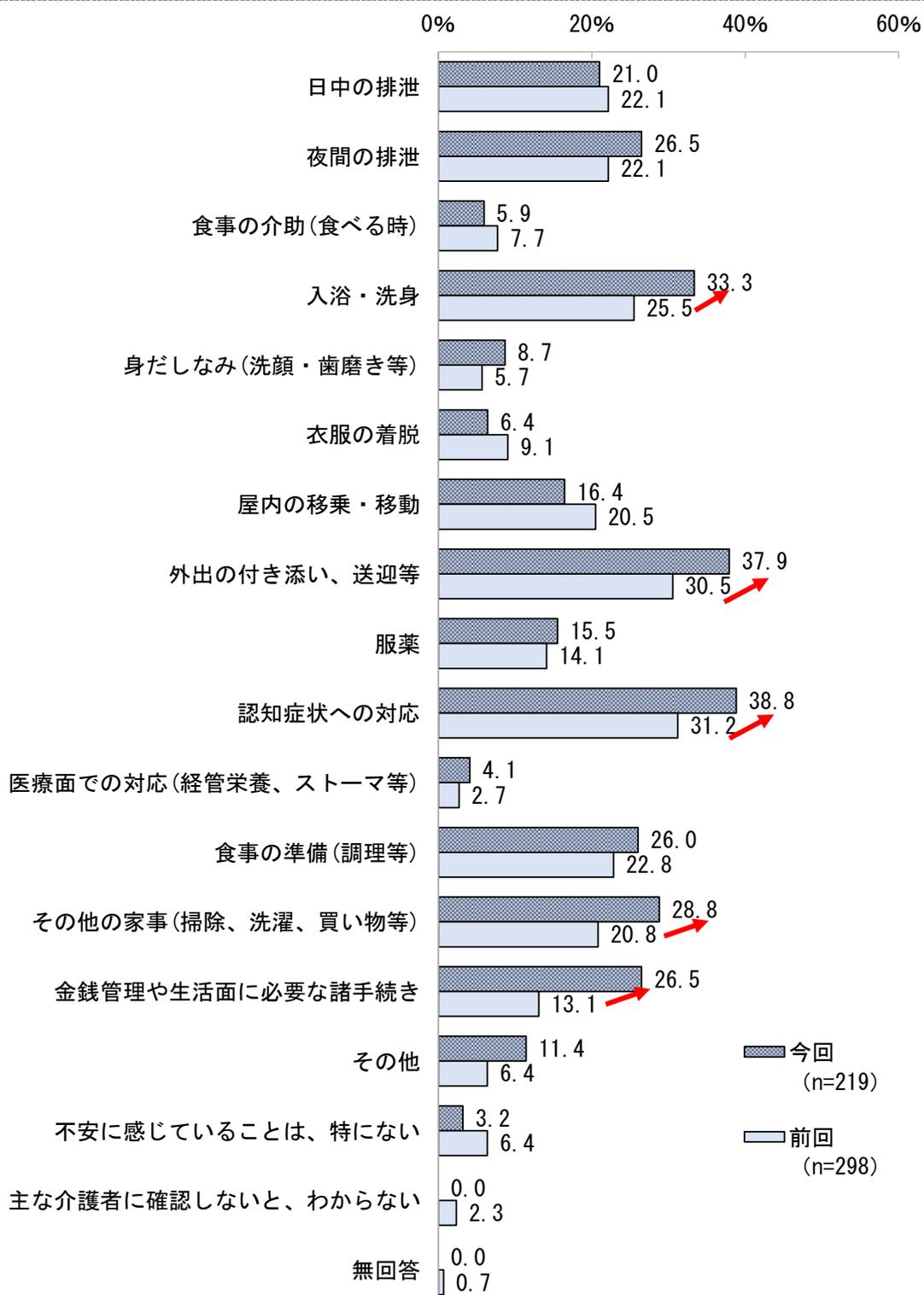
11 働き方の調整の状況（在宅介護実態調査）

○ 働き方の調整の状況を前回調査と比較すると、「5. 介護のために、2~4 以外の調整をしながら、働いている」（16.1ポイント）、「2. 介護のために、「労働時間を調整」しながら、働いている」（13.9ポイント）がそれぞれ増加し、「1. 特に行っていない」が20.3ポイント減少しています。



12 主な介護者が不安に感じる介護（在宅介護実態調査）

○ 主な介護者が不安に感じる介護を前回調査と比較して、5ポイント以上増加している項目は「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」（13.4ポイント）、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」（8.0ポイント）、「入浴・洗身」（7.8ポイント）、「認知症状への対応」（7.6ポイント）、「外出の付き添い、送迎等」（7.4ポイント）となっています。



第3節 第8期計画の評価

本資料は、現行の「大多喜町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」に記載されている保健福祉分野の施策状況を担当職員が自己評価した内容を整理したものです。

評価の区分は

A=予定以上 / B=予定どおり / C=予定未滿 / D=その他（事業・制度の廃止等）
の4区分に分けて評価しています。

第1章 保健サービスの充実

- 第1章の施策項目について、A評価が2項目、B評価が5項目、C評価が3項目、D評価が4項目となっています。
- 口腔ケアの普及については、「高齢者のよい歯のコンクール事業」が新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりましたが、「歯周病検診」、「歯科疾患の予防啓発」はおおむね計画どおり実施することができました。
- 健康意識の向上のため実施を予定していた、「集団健康教育」、「地区伝達活動」は新型コロナウイルス感染症の影響で多くの事業が縮小または中止となりました。「健康相談（保健指導）」については、コロナ禍において対面での相談は実施しづらい状況でしたが、電話など非接触での対応を行いました。
- 健（検）診及び指導の充実については、「骨粗しょう症検診」が新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかつたり、実施時期が変更になりました。また、「特定保健指導」は従来とやり方を変更した影響もあり、保健指導の受診率が低下しました。一方で「訪問指導」は電話による受療勧奨を実施するなどにより計画よりも多くの人と関わることができました。

施策項目	担当課名	評価
第1節 口腔ケアの普及		
(1) 高齢者のよい歯のコンクール事業	健康福祉課 保健予防係	D
(2) 歯周病検診	健康福祉課 保健予防係	B
(3) 歯科疾患の予防啓発	健康福祉課 介護保険係	B
第2節 健康意識の向上		
(1) 健康教育		
①集団健康教育	健康福祉課 保健予防係	D
②地区伝達活動	健康福祉課 保健予防係	D
(2) 健康相談（保健指導）	健康福祉課 保健予防係	C
第3節 健（検）診及び指導の充実		
(1) 健康診査、各種検診		
①健康診査	健康福祉課 保健予防係	B
②がん検診	健康福祉課 保健予防係	B
③骨粗しょう症検診	健康福祉課 保健予防係	D
④結核検診	健康福祉課 保健予防係	A
⑤肝炎ウイルス検査	健康福祉課 保健予防係	B
(2) 感染症予防	健康福祉課 保健予防係	C
(3) 訪問指導	健康福祉課 保健予防係	A
(4) 特定保健指導	健康福祉課 保健予防係	C

第2章 生きがづくり、社会参加の推進

- 第2章の施策項目について、B評価が2項目、C評価が3項目、D評価が1項目となっています。
- 「高齢者の就労意欲の醸成」として、生活支援コーディネーターによる相談対応やシルバー人材センターの紹介などを行いましたが、実際に就労につながったケースはありませんでした。一方で「大多喜町地域支え愛サポーター制度の充実・推進」は、コロナ禍においても感染状況に合わせて広報誌の発行や、認知症予防に資する健康づくり活動を継続的に実施することができました。
- 老人クラブ活動については、コロナ禍の影響で多くの事業が中止となりました。また、単位老人クラブ会員の高齢化の進行と新規会員の確保が難しく、運営が困難になりつつあります。

施策項目	担当課名	評価
第1節 生きがづくりの支援		
(1) シルバー人材センターの充実	健康福祉課 社会福祉係	C
(2) 高齢者の就労意欲の醸成	健康福祉課 介護保険係	D
(3) 生涯学習の推進	生涯学習課 社会教育係	C
(4) 大多喜町地域支え愛サポーター制度の充実・推進	健康福祉課 介護保険係	B
第2節 社会参加の促進		
(1) 老人クラブ活動の支援	健康福祉課 社会福祉係	C
(2) 敬老祝事業	健康福祉課 社会福祉係	B

第3章 生活支援サービスの充実

- 第3章の施策項目について、B評価が3項目、C評価が6項目となっています。
- 移動支援については、新型コロナウイルス感染症の影響で外出を控える方が多く、計画値を下回る利用実績となりました。
- 暮らしサポートの充実のため実施していた各事業については、介護サービスの充実などの影響もあり、一部の事業では利用者が減少しており、見直しが必要な状況です。
- 「緊急通報体制等整備事業」では、窓口相談時や戸別訪問の際などに希望を募ることで利用につなげ、おおむね計画値どおりの実績となりました。

施策項目	担当課名	評価
第1節 移動支援の充実		
(1) 外出支援サービス事業	健康福祉課 社会福祉係	C
(2) 福祉タクシー事業	健康福祉課 社会福祉係	C
第2節 暮らしサポートの充実		
(1) 寝具乾燥消毒サービス事業	健康福祉課 社会福祉係	C
(2) 軽度生活援助事業	健康福祉課 社会福祉係	C
(3) 生活管理指導員派遣事業	健康福祉課 社会福祉係	C
(4) 高齢者日常生活用具給付事業	健康福祉課 社会福祉係	B
(5) 移動販売事業	商工観光課 商工労政係	B
第3節 安心サポートの充実		
(1) 緊急通報体制等整備事業	健康福祉課 社会福祉係	B
(2) 家具転倒防止器具給付事業	健康福祉課 社会福祉係	C

第4章 高齢者に住みよいまちづくり

- 第4章の施策項目について、B評価が4項目、C評価が5項目となっています。
- 「医療環境の向上」は、新型コロナウイルス感染症の影響で事業が縮小したこともありC評価としています。また、交通環境に関する取り組みについては、おおむね計画どおり進めることができます。
- 「防災意識の高揚」については、自主防災組織が新たに2団体設立されたこともありおおむね計画どおり進めることができます。一方、「避難行動要支援者支援制度の推進」や「救急医療情報キット配布事業」は生活支援コーディネーター退職などもあり、情報収集や救急医療情報キットの配布が遅れるなどC評価となっています。

施策項目	担当課名	評価
第1節 医療・交通環境の向上		
(1) 医療環境の向上	健康福祉課 保健予防係	C
(2) 地域公共交通の充実・再編	企画課 地域振興係	B
(3) 公共施設のバリアフリー化などの推進	総務課 総務係	B
(4) 住宅改修支援	建設課 管理係	B
第2節 安全対策の推進		
(1) 防犯意識の向上	総務課 消防防災係	C
(2) 減災対策の推進		
①防災意識の高揚	総務課 消防防災係	B
②避難行動要支援者支援制度の推進	健康福祉課 社会福祉係 総務課 消防防災係	C
(3) 救急医療情報キット配布事業	健康福祉課 介護保険係	C
(4) 緊急事態の事前対策の推進	健康福祉課 介護保険係	C

第4節 介護保険事業の実施状況

1 施設サービス

施設サービスの利用者数実績をみると、サービス全体では令和3年度に計画値を上回りましたが、令和4年度には減少し、計画値を下回る実績となっています。このうち「介護医療院」は、令和4年度に利用者が倍増し、23人となっています。

給付実績はサービス全体では令和3年度、令和4年度続けて、計画値を下回り9割程度の実績となっています。

分類	令和3年度 (2021)			令和4年度 (2022)		
	計画値 (人)	実績値 (人)	対 計画比	計画値 (人)	実績値 (人)	対 計画比
施設サービス	2,352	2,401	102.1%	2,376	2,160	90.9%
介護老人福祉施設	996	1,145	115.0%	1,020	1,002	98.2%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	-	0	0	-
介護老人保健施設	1,344	1,249	92.9%	1,344	1,143	85.0%
介護医療院	12	11	91.7%	12	23	191.7%
介護療養型医療施設	0	0	-	0	0	-

※対計画比が110%を上回る場合は太字、90%を下回る場合は網掛け白抜きにしています。

出典：地域包括ケア「見える化」システム（総括表）

分類	令和3年度 (2021)			令和4年度 (2022)		
	計画値 (円)	実績値 (円)	対 計画比	計画値 (円)	実績値 (円)	対 計画比
施設サービス	601,576,000	567,365,550	94.3%	607,834,000	528,129,049	86.9%
介護老人福祉施設	231,216,000	217,527,633	94.1%	237,268,000	205,763,933	86.7%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	-	0	0	-
介護老人保健施設	364,827,000	344,193,000	94.3%	365,030,000	313,430,705	85.9%
介護医療院	5,533,000	5,644,917	102.0%	5,536,000	8,934,411	161.4%
介護療養型医療施設	0	0	-	0	0	-

※対計画比が110%を上回る場合は太字、90%を下回る場合は網掛け白抜きにしています。

出典：地域包括ケア「見える化」システム（総括表）

2 居住系サービス

居住系サービスの利用者数実績をみると、サービス全体で令和3年度、令和4年度ともに計画値を下回る実績となっています。このうち「特定施設入居者生活介護」は、計画値の4割程度となっています。

また、給付実績についても、サービス全体で令和3年度、令和4年度ともに計画値を下回り7割程度の実績となっています。

分 類	令和3年度 (2021)			令和4年度 (2022)		
	計画値 (人)	実績値 (人)	対 計画比	計画値 (人)	実績値 (人)	対 計画比
居住系サービス	300	197	65.7%	300	205	68.3%
特定施設入居者生活 介護	84	34	40.5%	84	34	40.5%
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	-	0	0	-
認知症対応型共同 生活介護	216	163	75.5%	216	171	79.2%

※対計画比が110%を上回る場合は太字、90%を下回る場合は網掛け白抜きにしています。
出典：地域包括ケア「見える化」システム（総括表）

分 類	令和3年度 (2021)			令和4年度 (2022)		
	計画値 (円)	実績値 (円)	対 計画比	計画値 (円)	実績値 (円)	対 計画比
居住系サービス	70,181,000	49,376,632	70.4%	70,221,000	52,387,217	74.6%
特定施設入居者生活 介護	13,308,000	6,376,450	47.9%	13,316,000	6,590,339	49.5%
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0	0	-	0	0	-
認知症対応型共同生 活介護	56,873,000	43,000,182	75.6%	56,905,000	45,796,878	80.5%

※対計画比が110%を上回る場合は太字、90%を下回る場合は網掛け白抜きにしています。
出典：地域包括ケア「見える化」システム（総括表）

3 在宅サービス

在宅サービスの利用者数実績をみると、「訪問看護」、「地域密着型通所介護」、「福祉用具貸与」、「小規模多機能型居宅介護」を除き多くのサービスで計画値を下回っています。また、「看護小規模多機能型居宅介護」については、12人の利用を見込んでいましたが利用実績はありませんでした。

給付実績をみると、サービス全体では令和3年度、令和4年度ともに計画値を下回り9割程度の実績となっています。

分 類	令和3年度 (2021)			令和4年度 (2022)		
	計画値 (人)	実績値 (人)	対 計画比	計画値 (人)	実績値 (人)	対 計画比
在宅サービス						
訪問介護	804	978	121.6%	804	919	114.3%
訪問入浴介護	288	150	52.1%	276	135	48.9%
訪問看護	360	180	50.0%	348	155	44.5%
訪問 リハビリテーション	408	244	59.8%	408	265	65.0%
居宅療養管理指導	408	344	84.3%	408	446	109.3%
通所介護	936	806	86.1%	912	779	85.4%
地域密着型通所介護	12	12	100.0%	12	17	141.7%
通所 リハビリテーション	1,176	978	83.2%	1,164	982	84.4%
短期入所生活介護	180	177	98.3%	204	182	89.2%
短期入所療養介護 (老健)	72	12	16.7%	84	12	14.3%
短期入所療養介護 (病院等)	0	0	-	0	0	-
短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	-	0	0	-
福祉用具貸与	2,388	2,399	100.5%	2,376	2,395	100.8%
特定福祉用具販売	72	50	69.4%	72	56	77.8%
住宅改修	24	25	104.2%	24	21	87.5%
定期巡回・随時 対応型訪問介護看護	0	0	-	0	0	-
夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-
認知症対応型通所 介護	0	0	-	0	0	-
小規模多機能型居宅 介護	300	340	113.3%	300	316	105.3%
看護小規模多機能型 居宅介護	12	0	0.0%	12	0	0.0%
介護予防支援・ 居宅介護支援	3,516	3,296	93.7%	3,504	3,223	92.0%

※対計画比が110%を上回る場合は太字、90%を下回る場合は網掛け白抜きにしています。

出典：地域包括ケア「見える化」システム（総括表）

分類	令和3年度 (2021)			令和4年度 (2022)		
	計画値 (円)	実績値 (円)	対 計画比	計画値 (円)	実績値 (円)	対 計画比
在宅サービス	400,698,000	372,243,681	92.9%	398,814,000	369,411,658	92.6%
訪問介護	56,384,000	60,091,229	106.6%	56,415,000	52,647,471	93.3%
訪問入浴介護	14,494,000	8,440,927	58.2%	13,741,000	8,128,476	59.2%
訪問看護	7,730,000	6,902,293	89.3%	7,508,000	5,652,323	75.3%
訪問 リハビリテーション	9,733,000	5,734,633	58.9%	9,738,000	5,847,876	60.1%
居宅療養管理指導	3,226,000	2,522,740	78.2%	3,229,000	2,588,429	80.2%
通所介護	61,350,000	58,559,057	95.5%	59,594,000	60,462,342	101.5%
地域密着型通所介護	1,161,000	1,612,407	138.9%	1,161,000	1,807,354	155.7%
通所 リハビリテーション	82,005,000	71,508,310	87.2%	81,424,000	67,207,935	82.5%
短期入所生活介護	19,398,000	13,277,530	68.4%	20,526,000	19,769,971	96.3%
短期入所療養介護 (老健)	2,866,000	1,480,212	51.6%	3,338,000	1,820,135	54.5%
短期入所療養介護 (病院等)	0	0	-	0	0	-
短期入所療養介護 (介護医療院)	0	0	-	0	0	-
福祉用具貸与	32,076,000	32,237,330	100.5%	31,909,000	32,174,144	100.8%
特定福祉用具販売	1,681,000	1,368,712	81.4%	1,681,000	1,522,000	90.5%
住宅改修	2,135,000	2,151,026	100.8%	2,135,000	1,709,495	80.1%
定期巡回・随時 対応型訪問介護看護	0	0	-	0	0	-
夜間対応型訪問介護	0	0	-	0	0	-
認知症対応型通所 介護	0	0	-	0	0	-
小規模多機能型居宅 介護	63,211,000	64,963,226	102.8%	63,246,000	66,907,474	105.8%
看護小規模多機能型 居宅介護	2,257,000	0	0.0%	2,258,000	0	0.0%
介護予防支援・ 居宅介護支援	40,991,000	41,394,049	101.0%	40,911,000	41,166,233	100.6%

※対計画比が110%を上回る場合は太字、90%を下回る場合は網掛け白抜きにしています。
出典：地域包括ケア「見える化」システム（総括表）

第5節 本計画の推進における課題・方向性の整理

1 地域で支え合う社会の実現

現 状 ・ 背 景

- 平成30年（2018）以降、高齢化率は4割を超えており、町民の2.5人に1人が高齢者となっている。
- 年齢3区分別の推移をみても、すべての年齢区分で減少しており、平成29年から令和4年にかけて、年少人口は84人（-10.3%）、生産年齢人口は780人（-16.1%）、老年人口は133人（-3.5%）減少している。
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下、「ニーズ調査」という。）では、地域活動に参加者として参加意向のある方が5割弱、企画・運営として参加意向のある方が3割となっている。



課 題 ・ 方 向 性

- 各世代において人口減少が進行している中、高齢者人口の減少率が最も低くなっています。また、ニーズ調査の結果をみると、地域活動に参加意向のある方が一定数おります。
- 高齢者人口に対し、地域の高齢者を支える現役世代は減少しており、高齢者自身が「受け手」となるだけでなく、これまでの経験・知識を活かしながら健康状態や体力に応じて「地域の担い手」として、相互に支え合う地域社会の構築が必要となります。

2 介護予防の強化・健康寿命の延伸

現 状 背 景

- 要支援・要介護認定者数は増加傾向となっており、認定率も上昇傾向。
- 認定率は、国と比較すると低いものの県内の保険者と比較すると高めとなっており、県内 54 保険者中 7 番目となっている。
- 運動器機能低下リスクがある方はない方に比べ、転倒や閉じこもり、認知機能の低下、うつなど各リスクが高い傾向となっている。
- 介護予防のための通いの場への参加頻度は、前回調査と比較すると「参加していない」の割合が増加している。
- 健康づくりや介護予防に取り組んでいる方のほうが、健康状態が良い傾向となっている。
- 健康状態が良い方ほど主観的な幸福感も高い傾向となっている。



課 題 方 向 性

- 高齢化の進行に伴い、要介護認定率も上昇傾向となっています。そうした中、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、介護予防のための通いの場への参加頻度は低下しています。令和 5 年（2023）5 月から 5 類感染症に移行しましたが、感染症対策をとりつつ介護予防の取り組みの充実が求められます。
- ニーズ調査の結果では、運動器機能の低下リスクがある方は様々な介護リスクの割合も高い傾向にあります。低下リスクが顕在化する前からの取り組みの重要性を啓発するとともに、運動機能向上のための取り組みを強化していく必要があります。

3 高齢者の孤立化防止

現 状 ・ 背 景

- 高齢者のひとり暮らし世帯、高齢夫婦世帯ともに増加しており、一般世帯数に占める高齢者ひとり暮らし世帯の割合は2割に迫っている。
- 趣味関係のグループや学習・教養サークルへの参加頻度が低下している。
- また、1人暮らしの方の2割半ばが誰かと食事をとる機会が「ほとんどない」と回答している。
- 心配事や愚痴を聞いてくれる人・聞いてあげる人については、男性は「配偶者」、女性は「友人」が最も多くなっている。



課 題 ・ 方向性

- 高齢者のひとり暮らし世帯、高齢夫婦世帯の増加により、高齢者の孤立化が懸念されます。地域の中で孤立しないよう、つながりや居場所を確保する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり趣味関係のグループや学習・教養サークルへの参加頻度は低下しました。また、女性は心配事や愚痴を聞いてくれる人・聞いてあげる人に「友人」を挙げる方が多く、つながりが弱まることでストレスを抱えるなど様々な影響が考えられます。
- 5類感染症に移行したことで社会経済活動など戻りつつある中、高齢者も安心して外出できる環境づくりと交流できる機会の充実、地域における通いの場、居場所づくりを図っていく必要があります。
- ひとり暮らしの方は1人で食事をとることが多く、栄養不足や栄養バランスの偏り、コミュニケーション不足など孤食による様々な影響が懸念されます。食事を通じた交流機会を設けるなどの取り組みを検討する必要があります。

4 認知症になっても安心して生活できる環境づくり

現 状 背 景

- 認知症高齢者の出現率は15%～19%で推移している。
- 認知症に関する相談窓口を「知らない」割合が前回調査から増加している。
- 重点に置くべき認知症対策については、「認知症の相談窓口の設置」の割合が前回調査から増加している。また、自身または身内に認知症症状の人がいる方はいない方と比べ「ケアマネジャー、ヘルパーなど介護サービス専門職の質の向上」を挙げる割合が高い。
- 一方、自身または身内に認知症症状の人がいない方はいる方と比べ「認知症を早期に発見し、専門医療につなげる仕組みづくり」を挙げる割合が高い。



課 題 方 向 性

- 認知症高齢者の出現率は1割半ばから2割程度で推移しており、今後高齢化の進行に伴い上昇することも想定されます。そうした中、相談窓口を知らない方は7割を超えており、相談窓口の周知を図る必要があります。
- 自身や身内に認知症症状の人がいる方は「ケアマネジャー、ヘルパーなど介護サービス専門職の質の向上」を求めており、地域で安心して生活を続けるためにサービス人材の確保及び質の向上に積極的に取り組む必要があります。
- また、自身や身内に認知症症状の人がいない方は「認知症を早期に発見し、専門医療につなげる仕組みづくり」を求めています。認知症の早期発見は様々なメリットもあることから、早期発見から専門医療につなげる仕組みづくりの構築・強化が求められています。

5 家族介護者支援の充実

現 状 ・ 背 景

- 在宅介護実態調査（以下、「在宅調査」という。）による介護者の年齢をみると、60歳以上の割合は6割を超えている。
- 働きながらの介護の継続を前回調査と比較すると、「問題なく、続けていける」割合が減少している。また、働き方の調整状況は労働時間など調整しながら働いている割合が増加している。
- 主な介護者が不安を感じる介護では、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」、「入浴・洗身」、「認知症状への対応」、「外出の付き添い、送迎等」など、多くの項目で前回調査から増加している。



課 題 ・ 方向性

- 高齢化の進行による老老介護のケースや就労と介護の両立、新型コロナウイルス感染症の影響によるサービスの利用制限など、家族介護者の負担感が重くなっていると懸念されます。また、不安を感じる介護として「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が前回調査から10ポイント以上増加し、その他多くの項目が増加しています。
- こうしたことから、家族介護者が多くの負担や不安を抱えながら生活していることが推測されており、介護者の精神的・身体的負担を軽減し、高齢者も介護者も住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう支援策の充実を図る必要があります。

6 持続可能な介護保険制度の運営とサービス提供基盤の確保

現 状 背 景

- 高齢化・核家族化の進行による人口構造の変化、要介護認定者の増加などに伴い介護ニーズの多様化が想定される。
- 生産年齢人口の減少に伴い、介護人材の不足が顕在化してきており、サービス提供基盤にも大きく影響してくることが懸念される。
- 介護サービス事業所においては、令和6年4月から業務継続計画（BCP）の策定、研修の実施等が義務化される。



課 題 方 向 性

- 人口構造の変化や要介護認定者の状況を踏まえ、適切なサービス見込み量の算出に努めるとともに、介護ニーズに応じた介護人材の育成・確保など計画的な基盤整備を推進する必要があります。
- 喫緊の課題となっている人材不足に対応するため、デジタル技術の活用など事業所業務の効率化に向けた取り組みへの支援や感染症対策、災害時等における業務継続のための取り組みの支援を推進する必要があります。

第2部 高齢者保健福祉計画

事業体系

第1章 保健サービスの充実	第1節 口腔ケアの普及	1 高齢者のよい歯のコンクール事業
		2 歯周病検診
		3 歯科疾患の予防啓発
	第2節 健康意識の向上	1 健康教育
		2 健康相談（保健指導）
	第3節 健（検）診及び指導の充実	1 健康診査、各種検診
		2 感染症予防
		3 訪問指導
		4 特定保健指導
第2章 生きがいつくり、 社会参加の促進	第1節 生きがいつくりの支援	1 シルバー人材センターの充実
		2 高齢者の就労意欲の醸成
		3 生涯学習の推進
		4 大多喜町地域支え愛サポーター制度の充実・推進
	第2節 社会参加の促進	1 老人クラブ活動の支援
		2 敬老祝事業
第3章 生活支援サービスの充実	第1節 移動支援の充実	1 外出支援サービス事業
		2 福祉タクシー事業
	第2節 暮らしサポートの充実	1 高齢者日常生活用具給付事業
		2 移動販売事業
	第3節 安心サポートの充実	1 緊急通報体制等整備事業
		2 家具転倒防止器具給付事業
第4章 いつまでも住み続け たいまちづくり	第1節 医療・交通環境の向上	1 医療環境の向上
		2 地域公共交通の充実・再編
		3 公共施設のバリアフリー化などの推進
		4 住宅改修支援
	第2節 安全対策の推進	1 防犯意識の向上
		2 減災対策の推進
		3 救急医療情報キット配布事業
		4 緊急事態の事前対策の推進

第 1 章 保健サービスの充実

高齢期を健康な状態で過ごすことができるようになるために、日頃からの健康管理や健康維持のための取り組みは欠かせないものとなります。

これまで本町では、口腔衛生や身体機能の把握・向上、各種健診・検診、予防接種の実施、健康づくりへの啓発活動などを展開してきましたが、令和 3 年度、令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、事業によっては縮小や中止となったものもありました。

こうした中で、高齢者が自らの健康状態に興味をもち、主体的に健康状態の把握と健康維持・向上に取り組んでいただけるよう情報の周知に努めるとともに、多様化するライフスタイルや感染症対策を踏まえた、参加・受診しやすい環境を整備するなど、保健サービスの充実を図ります。

【大多喜町第 6 次総合計画の位置付け】6-3-4 高齢者の健康寿命の延伸（重点）

第 1 節 口腔ケアの普及

1 高齢者のよい歯のコンクール事業

80 歳以上で、自分の歯が 20 本以上ある方を対象に「高齢者のよい歯のコンクール」を実施しています。その中で特に歯の健康が優れている 1 名の方を町の代表として「夷隅郡市のよい歯のコンクール」に選出しています。

令和 3 年度から令和 5 年度まで、新型コロナウイルス感染症の影響もありコンクールの開催はありませんでした。今後も歯科疾患予防に努めつつ、別事業への転換についても検討を進めます。

2 歯周病検診

口腔衛生の正しい知識を普及し、口腔疾患の予防・早期発見・早期治療を推進する適切な保健指導を行い、高齢期においても健康で快適な生活が送れるよう支援することを目的に、20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象に歯周病検診を実施しています。

今後も、口腔疾患の予防・早期発見・早期治療を推進するため、口腔衛生の正しい知識を普及し、あらゆる機会に情報を発信することで歯周病検診の受診者数増加につなげていきます。

新たに実施する20歳、30歳、また受診の少ない40歳、50歳の若い方にも積極的に受診していただけるよう受診しやすい環境について検討します。

■実績及び計画

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受診者数	人	26	29	31	35	35	35

3 歯科疾患の予防啓発

生涯にわたって自分の歯で食べられるよう、サロン活動団体、おおたき元気いきいき体操、老人クラブを対象に、口腔に関する健康教室などを実施します。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、各種団体が活動休止となりましたが、令和4年度には歯科衛生士を講師に招き、介護予防ボランティアに対して、マスクを装着したまま可能な口腔体操指導等を実施しました。

今後も本町における歯科疾患予防の意識向上のため、地域リハビリテーション活動支援事業として、サロン等に歯科衛生士を派遣し、直接歯科衛生士から指導が受けられるよう調整を進めます。

■実績及び計画

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
歯科衛生士による口腔に関する健康教室実施回数	回	0	3	2	3	3	3

第2節 健康意識の向上

1 健康教育

(1) 集団健康教育

住民のニーズに応じた健康教育を実施していますが、新型コロナウイルス感染症の影響で縮小または中止となった事業がいくつかあるのが現状です。

今後も、生活習慣病に関する正しい知識の普及とともに、感染症対策も講じながら健康の保持増進を目的とした運動や栄養教室を開催し、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高めるための健康教育を開催します。

■実績及び計画

事業	区分	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
おおたきウォーク♪	開催回数	0	1	1	5	5	5
	参加延べ人数	0	16	15	100	100	100
老川地区けんこう講座	開催回数	0	0	2	2	2	2
	参加延べ人数	0	0	20	20	20	20
栄養教室	開催回数	0	0	0	1	0	1
	参加延べ人数	0	0	0	10	0	10
男塾／男塾 Night (痩せ Night)	開催回数	0	0	1	1	1	1
	参加延べ人数	0	0	110	120	120	120

(2) 地区伝達活動

衛生面・安全面を考慮した上で、住民を対象に、食生活改善推進員がそれぞれの地域において、減塩や正しい栄養バランス、低栄養予防など、適切な食生活の普及のための健康教育を行います。

また、地域の食文化の伝承のため、郷土料理である太巻き寿司などの継承も行います。

■実績及び計画

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	回	1	2	5	8	8	8

2 健康相談（保健指導）

保健師や管理栄養士などが心身の健康に関する個別の相談内容に応じて、がん検診時などに適切な助言及び指導を行います。

また、健診結果の個別説明を通じて対象者が自らの健康状態を認識し、健康の保持増進に向けて生活習慣の見直しの機会となるとともに、健診結果で受診勧奨と判定された方が確実に受診につながり、生活習慣病重症化の予防ができるよう、健（検）診の事後指導時などにおいて指導を行います。

感染対策をとりながら、各種保健事業の場において、健康相談を実施するとともに、必要に応じて訪問も行うなど多様な手段により相談対応に努めます。

■実績及び計画／重点健康相談（主に骨粗しょう症検診時、健診結果説明会時実施）

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	回	2	5	4	4	4	4
参加延べ人数	人	24	75	52	55	55	55

第3節 健（検）診及び指導の充実

1 健康診査、各種検診

(1) 健康診査

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、それぞれの医療保険者（健康保険組合、協会けんぽ、共済組合、国民健康保険など）単位で、生活習慣病予防に着目した内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム。生活習慣病である糖尿病、心臓病及び脳卒中が起こりやすい状態）を判定する特定健康診査（対象は40～74歳）を実施しています。

本町では大多喜町国民健康保険加入者などを対象（下記）に、特定健康診査の内容に準じた健康診査を実施します。

今後も集団健診を基本としながらも、個別健診を実施することで受診機会の拡大に努めるとともに、後期高齢者健診対象者全員にはがきによる個別受診勧奨を実施するなど個別健診についての周知を強化していきます。

- 対象 ①40歳以上の町国民健康保険加入者
 ②40歳以上の無保険者（生活保護受給者など）
 ③75歳以上の後期高齢者医療保険加入者

■実績及び計画／特定健診

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者数	人	1,881	1,762	1,700	1,650	1,600	1,580
受診者数	人	883	837	800	820	840	860
受診率	%	46.9%	47.5%	47.1%	49.7%	52.5%	54.4%

■実績及び計画／後期高齢者健診

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者数	人	1,750	1,735	1,804	1,858	1,850	1,850
受診者数	人	332	385	422	450	500	550
受診率	%	19.0%	22.2%	23.4%	24.2%	27.0%	29.7%

(2) がん検診

がんの早期発見、早期治療を目的に、対象者に各種がん検診を年1回実施しています。検診結果で精密検査の必要な方に精密検査受診券（町の助成有）を発行し、精密検査の受診勧奨を行います。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、完全予約制にて実施したがん検診は、受診率の低下がみられました。一方で、特定健診と同時実施したものについては、受診票を特定健診対象者全員に送付したことで、受診者数が向上しました。こうした状況も踏まえ、今後も受診率向上に向けた効果的な実施方法、広報啓発方法の検討を続けます。

- 対象
- ・胃がん検診………40歳～79歳の方
 - ・大腸がん検診………40歳以上の方
 - ・乳がん検診………30歳以上の女性
 - ・子宮頸がん検診………20歳以上の女性
 - ・前立腺がん検診………50歳以上の男性
 - ・肺がん検診………40歳以上の方

※上記検診は、勤務先、病院などで受診する方、治療中の方は対象となりません

■実績及び計画

事業	区分	単位	実績値		見込値	計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
胃がん	対象者数	人	5,072	5,052	4,868	4,800	4,800	4,800
	受診者数	人	456	452	452	480	480	480
	受診率	%	9.0%	8.9%	9.3%	10.0%	10.0%	10.0%
大腸がん	対象者数	人	6,536	6,357	6,191	6,100	6,100	6,100
	受診者数	人	1,079	1,130	1,066	1,100	1,100	1,100
	受診率	%	16.5%	17.8%	17.2%	18.0%	18.0%	18.0%
乳がん	対象者数	人	3,662	3,555	3,436	3,416	3,416	3,416
	受診者数	人	822	816	791	820	820	820
	受診率	%	22.4%	23.0%	23.0%	24.0%	24.0%	24.0%
子宮頸がん	対象者数	人	3,933	3,782	3,655	3,588	3,588	3,588
	受診者数	人	604	594	589	610	610	610
	受診率	%	15.4%	15.7%	16.1%	17.0%	17.0%	17.0%
前立腺がん	対象者数	人	2,603	2,615	2,525	2,500	2,500	2,500
	受診者数	人	539	533	513	525	525	525
	受診率	%	20.7%	20.4%	20.3%	21.0%	21.0%	21.0%

事業	区分	単位	実績値		見込値	計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
肺がん	対象者数	人	6,564	6,357	6,191	6,050	6,050	6,050
	受診者数	人	1,359	1,355	1,278	1,300	1,300	1,300
	受診率	%	20.7%	21.3%	20.6%	21.5%	21.5%	21.5%

(3) 骨粗しょう症検診

骨粗しょう症は高齢の女性に多い骨の病気で、骨折の部位によっては寝たきりの原因にもなることから、特定の年齢の女性を対象（19歳～35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳）に、骨粗しょう症に関する問診や骨密度検査を行います。

骨密度減少者には、栄養や運動などの生活習慣の見直しと適正な医療につなげるための支援として、保健師や管理栄養士などからの助言及び指導を行います。

これまで、乳がん検診や子宮頸がん検診との同日実施によって受診率が向上していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で同時実施ができない状況が続くことが想定されるため、単独実施による受診率の低下が懸念されます。そのため、対象者への個別通知による受診勧奨など受診率向上への周知を強化していきます。

■実績及び計画

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者数	人	0	1,660	746	720	720	720
受診者数	人	0	410	117	120	120	120
受診率	%	—	24.7%	15.7%	16.7%	16.7%	16.7%

(4) 結核検診

65歳以上を対象に、結核の早期発見・早期治療及び結核感染の防止を目的に検診を実施します。

特定健診受診対象者全員に受診票を発送することで受診者数の増加がみられるため、こうした状況の取り組みを続けるとともに、感染症予防対策として実施時間を拡大するなど、安心して受診できる環境づくりに努め、受診者数の増加を図ります。

■実績及び計画

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者数	人	6,564	6,357	6,191	6,050	6,050	6,050
受診者数	人	1,359	1,355	1,278	1,300	1,300	1,300
受診率	%	20.7%	21.3%	20.6%	21.5%	21.5%	21.5%

(5) 肝炎ウイルス検査

B型及びC型肝炎ウイルス感染者の早期発見と早期治療により、肝硬変及び肝がんへの移行を阻止することを目的に、40歳と過去の未受診者を対象に検査を実施します。

なお、検診の実施に当たって、特定健診との同日実施によって受診率が向上したことを踏まえ、今後も特定健診と同日に検査を実施するとともに、広報啓発を行いすべての人に行き渡るよう努めます。

■実績及び計画

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受診者数	人	117	91	72	70	70	70

2 感染症予防

65歳以上の高齢者と、60歳から65歳未満の心臓・腎臓・呼吸器のそれぞれの機能に重度な障害を有する方及びヒト免疫機能に障害を有する方を対象に高齢者インフルエンザ予防接種を医療機関で実施し、接種に係る費用の一部を補助します。

また、高齢者肺炎球菌感染症予防の定期接種の対象外で過去に肺炎球菌ワクチン接種費用の助成を受けたことがない方を対象に、接種に係る費用の一部を補助します。

今後は接種率向上のため、各種保健事業での接種勧奨を強化していきます。

■実績及び計画／高齢者インフルエンザ予防接種

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者数	人	3,746	3,648	3,681	3,650	3,650	3,650
接種者数	人	2,107	1,978	1,973	2,010	2,010	2,010
接種率	%	56.2%	54.2%	53.6%	55.1%	55.1%	55.1%

■実績及び計画／高齢者肺炎球菌感染症予防接種（定期接種）

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者数	人	509	613	514	117	140	114
接種者数	人	57	52	64	58	70	57
接種率	%	11.2%	8.5%	12.5%	49.6%	50.0%	50.0%

■実績及び計画／高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成（任意接種）

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
助成件数	件	2	2	5	5	5	5

3 訪問指導

健康診査の結果で要指導となった方や各種がん検診結果で至急精密検査の該当になった方、療養上の保健指導が必要な方やその家族を対象に、保健師や管理栄養士による訪問指導を行います。

訪問指導では、生活習慣病重症化予防のひとつとして特に CKD（慢性腎臓病）進展予防を目的とした生活習慣改善の重点的な取り組みを進めており、今後も、実現可能な方策について対象者本人や家族と一緒に検討し、約半年後に再訪問などでその後の状況を確認するなど、継続的にフォローしていきます。

また、受診が必要な方には確実に受診勧奨につなげていきます。その方の健康に関する問題を総合的に把握し、適切な指導を行います。

■実績及び計画

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問実人数	人	24	21	24	24	24	24

4 特定保健指導

特定健康診査受診者のうち、保健指導レベルが動機付支援及び積極的支援と判定された方を対象に、生活習慣改善のための保健指導を実施します（実施は外部委託）。

なお、対象者の選定に当たっては、AI等の先端技術を活用した選定を行います。また、対象者との初回面接に至らないケースが多いため、面接の実現に努めます。

そうした上で、対象者が自身のライフスタイルに合わせた健康目標を設定することや、継続した自己管理が実践できるように支援していきます。

併せて、委託業者との連携を密に図りながら、個別面接や最新の情報を活用した支援方法で、行動変容につながる保健指導を行い、生活習慣病の有病者・予備群を減少させることを目指します。また、効果的な保健指導ができているかを定期的に評価していきます。

■実績及び計画

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者数	人	144	144	109	150	150	150
実施率	%	38.9%	12.5%	27.5%	35.0%	38.0%	41.0%

第2章 生きがづくり、社会参加の促進

新型コロナウイルス感染症の影響による外出控えや、年齢の上昇による筋力低下の影響などにより、高齢者の外出機会が減少する傾向にあります。しかし、外出し、他者と交流することは、社会への参加意欲の促進、心身の健康維持、自立した生活の維持につながることから、本人の体力や状態に応じた生きがづくりや社会参加を促進する必要があります。

これらの取り組みにより、健康状態の維持や介護予防・認知症予防につなげ、高齢期を健康で生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう支援を推進します。

【大多喜町第6次総合計画の位置付け】6-3-5 高齢者の社会参加の促進（重点）

【大多喜町総合戦略の数値目標】65歳平均自立期間：男性 18.17年、女性 21.65年からの延伸

第1節 生きがづくりの支援

1 シルバー人材センターの充実

定年退職などで職業生活から引退した高齢者を会員としたシルバー人材センター（平成21年10月設立）の運営を町社会福祉協議会に委託し、就労を通じた高齢者の生きがづくりを支援します。

登録者の高齢化が進んでいることから、新たな登録者を確保しないと事業の継続が厳しい状況となることが見込まれるため、今後、町の広報誌等を活用し、新規登録者の掘り起こしを重点的に進めます。

■実績及び計画

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者数	人	56	54	55	60	60	60
60歳代	人	16	17	17	18	18	18
70歳以上	人	40	37	38	42	42	42

2 高齢者の就労意欲の醸成

就業構造の変化によって60歳を超えた方でも働いている方が増えてきており、「働く」ことは、生活の維持だけではなく、身体や頭を使うことで健康維持や介護予防、認知症予防にもつながることから、地域包括支援センターや町健康福祉課においても引き続き就労を希望される方の相談やシルバー人材センターの紹介を推進します。

3 生涯学習の推進

町民カレッジの開設、中央公民館を拠点とした様々な活動、趣味やスポーツ、知識や技術習得などの各種団体の活動において、多くの高齢者がいきいきと活動しています。また、定期的に行っている「町民カレッジ」にも多くの高齢者が参加しています。

平均寿命が延び続ける中で、より多くの高齢者が生涯を通して学び続けられるよう、今後も文化・芸術・趣味等の幅広い学習機会を提供し、高齢者の生涯学習活動の促進を図ります。

また、生涯学習の拠点となる施設の改修等、利用者の満足のいく環境づくりも併せて推進します。

■実績及び計画

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者	人	17	15	53	90	90	90

4 大多喜町地域支え愛サポーター制度の充実・推進

高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、「大多喜町地域支え愛サポーター制度」を推進し、高齢者がいきいきと生活する地域づくりに努めます。

この制度は、介護予防に関するボランティア活動などを行うことにより、本人の健康増進や介護予防、社会参加や地域貢献を通じた生きがいづくりを促進し、同時に支援される高齢者などの生活をより豊かにすることを目指し、ポイントを付与することにより、より多くの住民の積極的な参加を推奨しています。

コロナ禍による活動休止期間が長期化したことで、住民の状況変化（身体的、精神的）やボランティアの活動意欲、モチベーションの維持が難しくなっている現状があります。

今後は、ボランティアの高齢化が見込まれることから、声掛け等による参加の促し、ボランティア育成等の取り組みも強化し、より良い活動方法を検討していきます。

■実績及び計画

区分	単位	実績値		見込値	実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
活動回数	回	593	796	1,500	2,550	2,550	2,550

第2節 社会参加の促進

1 老人クラブ活動の支援

老人クラブは地域の高齢者が集まる自主的な組織です。単位クラブ及び連合会では社会福祉奉仕活動や教養講座の開催、健康の増進を目的とした各種活動を展開しており、町ではこれらの運営や活動を対象に助成を行います。

また、高齢者が健康で長寿を保ち、自主性を活かした地域の活性化を図るため、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業として、老人クラブ連合会が主催する奉仕活動、教育講座、軽スポーツ大会を対象に助成を行います。

なお、近年は単位クラブの会員数が減少し、運営が困難な単位クラブもみられることから、社会福祉協議会や老人クラブ連合会との連携を強化し、新規会員の確保及び老人クラブ活動の活性化の支援を今後も継続していきます。

■実績及び計画

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
65歳以上人口	人	3,648	3,609	3,604	3,557	3,517	3,449
加入者数	人	170	155	126	130	130	130
加入率	%	4.7%	4.3%	3.5%	3.7%	3.7%	3.8%

2 敬老祝事業

敬老の日に合わせて節目の年齢を迎えた高齢者に、年齢に合わせた電報や祝い品、祝い金を贈ります。

現在、町では満80歳、88歳になる方には祝い品、満90歳、95歳以上の方に祝い金を贈呈しています。また、米寿の方にお祝い状を、満100歳の方には、内閣総理大臣よりお祝い状と記念品、町からお祝い品を贈呈しています。

今後は、これら実施内容等について、時代の変化に対応した実施方法を検討しながら取り組みを推進します。

■実績及び計画

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
対象者数	人	411	380	392	400	400	410

第3章 生活支援サービスの充実

本町は、人口減少、特に生産年齢人口の減少が続いており、地域の高齢者を支える人材が減り続けています。高齢者人口は平成29年度をピークに減少に転じ始めていますが、今後、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、「老老介護」世帯の増加なども想定され、地域で暮らす高齢者の生活の維持が、厳しくなる可能性があります。

こうした中で、高齢者がいつまでも地域で生活続けることができるよう、高齢者とその家族の両方の暮らしを支えるために、介護保険事業（介護予防事業）のほかに、高齢者の多岐にわたるニーズに対応する生活支援サービスを、地域や関係機関との連携の下できめ細かく実施します。

第1節 移動支援の充実

1 外出支援サービス事業

高齢者を対象に、通院や買い物に必要な移動手段として、タクシーを使って町内の病院や金融機関、買い物などを行った場合のタクシー料金の一部を助成します。

現在は、利用者負担を後日、金融機関で納付する仕組みとなっており、このことが高齢の利用者には負担となっている現状があります。

これまで、新型コロナウイルス感染症の影響で外出を控えることが多く、利用も伸びていませんでしたが、今後は、徐々に外出が活発になったり、自動車運転免許証の自主返納により、利用者が増加することが見込まれることから、利用者の負担を軽減できる抜本的な制度改革や実施体制の充実に努めます。

■実績及び計画

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延べ回数	回	5,839	5,479	6,901	6,901	7,177	7,177
利用実人数	人	198	212	250	250	260	260

2 福祉タクシー事業

65歳以上の高齢者世帯の人で、車を所有していないなどの要件に該当する人がタクシーを利用する場合、対象者1人につき、年間24回を限度に料金の一部を助成します。

他の事業と重複している部分もあり、回数制限もあることから利用者は減少しており、事業の見直しも含め、事業のあり方について検討を進めます。

■実績及び計画

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用延べ件数	件	50	4	3	10	10	10

第2節 暮らしサポートの充実

1 高齢者日常生活用具給付事業

在宅の寝たきりの高齢者やひとり暮らしの高齢者を対象に、日常生活用具（電磁調理器、火災警報器、自動消火器）の給付を行います。

今後は、交換時期を迎えた用具の更新に対応するとともに、火災警報器を設置していない世帯には設置が義務化されていることを周知するなど、訪問活動の際にPRを行い設置促進に努めます。

■実績及び計画

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付件数	件	3	2	2	2	2	2

2 移動販売事業

公共交通機関の乏しい本町では、自家用車の運転が困難な高齢者にとって日用品や食料品の買い出し、病院への通院などに大変な労力が必要となっています。

現在、週3日間各地区への移動販売を実施しており、利用者については固定化され一定の収益もありますが、人口減少に伴い利用者は減少傾向となっています。

移動販売車の周知と併せて、直接個人宅への販売など他の方法についても周知を図り、様々な方法を用いながら日用品や食料品の買い出しの利便性向上を図ります。

第3節 安心サポートの充実

1 緊急通報体制等整備事業

おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者などを対象に、急病など万一の場合、ボタンを押すだけで受信センターと緊急連絡が取れる緊急通報装置を有料で貸し出します。併せて、平成27年度からは人感センサーを導入し、緊急ボタンが押せない場合や孤独死への対応も行っているところです。

利用者負担分を納付することが負担であることを理由に設置を廃止する利用者も出てきており、今後、委託業者と協議し、利用者負担の見直しや口座振替の導入など利用しやすい体制整備に努めます。

■実績及び計画

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
貸与件数	件	48	39	50	55	60	70

2 家具転倒防止器具給付事業

地震による家具の転倒などの被害から高齢者の身体の安全を確保するため、60歳以上の高齢者で構成される世帯で、世帯員全員が町民税非課税の世帯を対象に、家具転倒防止器具の購入費及び取付費に係る費用を給付します。

まだまだ情報が行き渡っておらず、利用実績がないことから、町ホームページや広報紙の活用とともに、訪問活動の際などに、チェックを行い危険と思われる世帯には利用を促すなど、事業の周知による利用促進に努めます。

■実績及び計画

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
給付件数	件	0	0	1	1	1	1

第4章 いつまでも住み続けたくなるまちづくり

年齢や世帯構成、就労の有無など個々の状況により、まちの住みやすさは変わってきますが、医療や交通、安全・安心といったキーワードは、すべての住民の暮らしやすさに影響を与えます。

高齢者となっても暮らしやすいまちづくりに努めるとともに、高齢化の進行により増加が予想される認知症高齢者や身内で介護を行う家族介護者なども含め、いつまでも地域で住み続けたくなるまちづくりを推進します。

第1節 医療・交通環境の向上

1 医療環境の向上

無医地区となった老川地区において、医師によるけんこう講座などを実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年度、令和4年度は講座を中止しています。

今後は、感染予防対策を講じながら、地区の集会所等で医師によるけんこう講座を再開し、疾病予防につなげていきます。

また、夷隅郡市広域市町村圏事務組合（夷隅郡市2市2町）として、在宅当番医による休日診療業務及び病院群輪番制（実施は夷隅医師会に委託）、24時間対応の電話相談（無料）を継続し、医療体制の確保に努めます（実施は事業者に外部委託）。

■実績及び計画／無医地区けんこう講座（再掲）

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数	回	0	0	1	2	2	2
参加延べ人数	人	0	0	61	20	20	20

2 地域公共交通の充実・再編

町内の各地域において過疎化が進む中でも、特に高齢者の日常生活を支え、生きがいづくりや社会参加をしやすい生活環境に向けて、公共交通システムの構築とともに、60歳以上のいすみ鉄道の利用促進を図る地域公共交通優待会員制度の普及に取り組みます。

また、町内のデマンド型乗合交通の本格運行については、住民の声を聴きながら運行内容（ダイヤ、対象地域）の調整を行い、令和5年4月から正式運行となりました。

いすみ鉄道シニア会員制度やデマンド型乗合交通をまだ知らない、あるいは、利用の仕方がわからないことから利用を控えている方も一定数いるとみられることから、利用方法の案内・制度の周知を積極的に行い、事業の継続実施に努めます。

■実績及び計画

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
いすみ鉄道シニア回数券発行部数	冊	170	168	170	187	206	227
デマンド型乗合交通延べ利用人数	人	1,000	1,219	1,400	1,540	1,694	1,864

3 公共施設のバリアフリー化などの推進

既存及び新設する公共施設のバリアフリー化（和式便器の洋式化含む）を推進するとともに、高齢者などの交通弱者に配慮した道路整備を引き続き推進します。

4 住宅改修支援

住環境の向上などを目的とした住宅リフォームを対象に、奨励金を交付します。なお、制度は令和8年3月31日終了予定ですが、年間で13～14件の利用があることから、令和8年度以降の事業継続を検討します。

町ホームページと併せて、広報誌による周知回数も増やし、利用促進に努めます。

■実績及び計画

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
許可件数	件	17件	17件	22件	20件	20件	20件※

※事業継続の場合

第2節 安全対策の推進

1 防犯意識の向上

高齢者が事件や消費者被害に巻き込まれないよう、広報紙や防災行政無線、あるいは自治会などを通じた情報提供や啓発活動を定期的に行い、地域の防犯意識の向上に努めます。

また、平成30年12月に開始した特殊詐欺対策電話機購入補助について、利用促進に努めます。

■実績及び計画

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特殊詐欺対策電話機購入の補助	件	30	28	28	30	30	30

2 減災対策の推進

(1) 防災意識の高揚

防災訓練の実施や自主防災組織の設立の促進を行い、地域の防災意識の高揚を図ります。

令和3年度、令和4年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から町防災訓練等は実施していませんが、自主防災組織の設立促進については、新たに令和3年度2団体設置、令和4年度2団体設置となっており、地域の防災体制の構築を進めています。

引き続き、防災訓練の実施や自主防災組織の設立等により、地域の防災意識の高揚に努めます。

■実績及び計画

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自主防災組織の設置数	団体	24	26	27	29	31	33

(2) 避難行動要支援者支援制度の推進

大きな災害が発生した場合、公的な支援だけでは限界があり、安否確認、避難や救助などは地域でお互いに助け合う取り組みが必要です。

そのため、ひとり暮らしの高齢者や障害のある人など、災害発生時に避難支援を必要とする方々を対象に、自治会、自主防災組織や近隣の方が連携して支援する避難行動要支援者支援制度を引き続き推進します。

■実績及び計画

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画策定数	人	473	737	800	800	800	800

3 救急医療情報キット配布事業

75歳以上のひとり暮らし高齢者及び80歳以上の高齢者がいる全世帯を対象に、かかりつけ医、病名、服薬などに関する情報を記入するキットを配布し、緊急時に救急隊の迅速な対応が可能な体制を整備します。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、全数訪問ができていない状況ですが、今後は感染症対策を講じながら訪問を再開し、救急医療情報キットの記載内容を確認し、緊急時に備えます。

■実績及び計画

区分	単位	実績値		見込値	計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
救急キット配布件数	件	39	32	61	40	40	40

4 緊急事態の事前対策の推進

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症流行に備えて、大規模流行が発生した際の連絡や情報共有の体制整備に努めます。

また、介護施設・事業所は災害発生時や感染症拡大時においても事業を安定的に提供していくための事業継続計画(BCP)の策定が求められており、こうした動きに対しても、情報提供や必要な支援を行います。

第3部 介護保険事業計画

第1章 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、高齢者や介護を必要とする方が住み慣れた地域で生活を継続できるように、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付などの対象サービスを提供する施設の整備状況などを考慮して、町内をいくつかの区域に分けたものをいいます。

日常生活圏域の設定の考え方として、小学校区や中学校区を1圏域とした小圏域、中学校区などを統合した中圏域、町全域を1圏域とするなどの考え方があります。

圏域が小さい場合はきめ細かな計画策定やサービスの提供ができる半面、財政的な課題も生じます。逆に圏域が大きい場合は財政的な課題は少なくなるものの、きめ細かな事業計画やサービスの提供という面で課題が生じてきます。

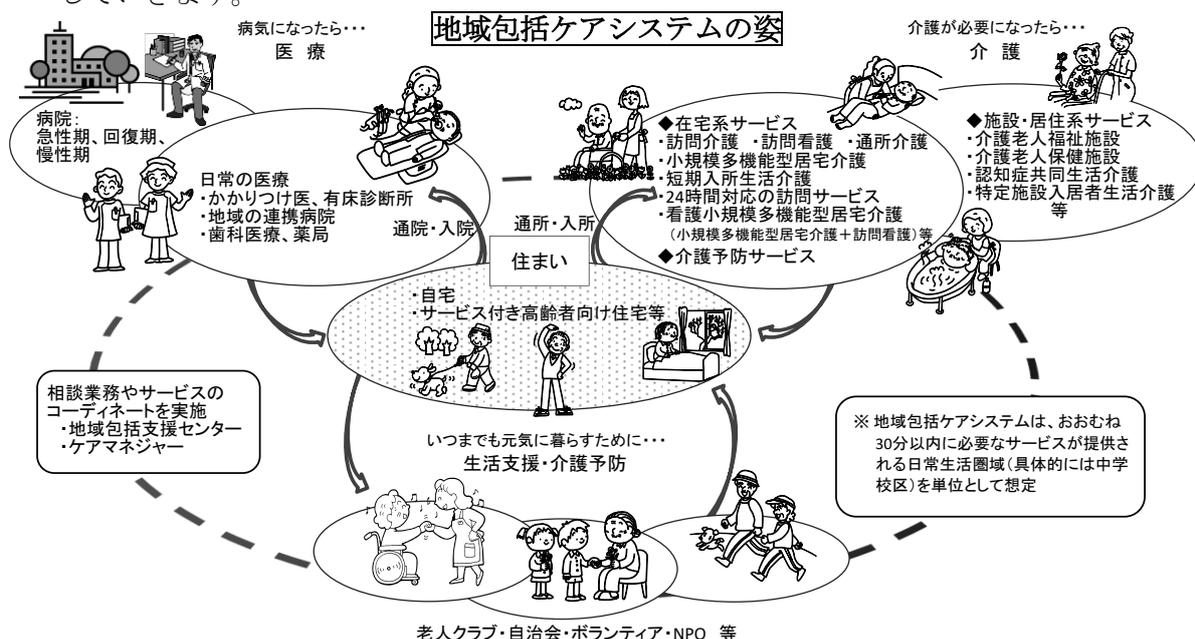
本町はこれまで、町全域を1圏域としてサービス基盤の整備を進めてきた経緯があります。今後も人口規模の急激な変化などの著しい変化は想定できないことから、本計画期間も第8期介護保険事業計画と同様、町全域を1圏域として設定します。

第2章 地域包括ケアシステムの深化・推進

団塊の世代が75歳以上となる令和7年及び団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

本町の地域包括ケアシステムは、地域包括支援センターを基軸とし、医療介護福祉サービスのコーディネートを通じてシステム化を進めます。

また、各種サービスや活動が有機的に連携するために顔合わせの機会や研修会を開催していきます。



第3章 介護保険事業の目標

国の基本指針に基づき、介護保険事業計画として次の2つの目標を定めます。

目標① 高齢者の自立した日常生活への支援、要介護度状態などになることの予防、軽減及び悪化防止（重度化防止）に関する取り組みと、評価のための数値目標

本町では、介護保険事業の理念に則り、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域資源を活かした独自の地域包括ケアシステムの進化を目指しています。

今後も関係機関と連携しながら、本格化する超高齢社会において、高齢者の自立と介護予防に向けた取り組みを実施します。また、各取り組みの推進に当たっては、関連する各種データを活用し、より効果の高い事業の実施を図ります。

取り組み	実施主体	概要及び目標
(自立支援) 地域支え愛サポーター制度	担当課 現在 86 名	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で介護予防に資する活動を展開するボランティア(地域支え愛サポーター)の育成 ○ 令和8年度末 登録者数 90名
(自立支援) 高齢者サロン事業補助金交付事業	地域団体 現在 6 団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者サロンを開催する団体への助成 ○ 令和8年度助成団体数 8 団体
(介護予防) からだいきいき塾	担当課 現在 2 名	<ul style="list-style-type: none"> ○ ストレッチ並びに下肢及び体幹の筋肉トレーニングの実施 ○ 令和8年度参加者数 20 名
(介護予防) 認知症予防教室	担当課 現在 2 名	<ul style="list-style-type: none"> ○ 脳トレレクリエーションや教材学習の実施 ○ 令和8年度参加者数 20 名
(推進体制) 地域包括ケアシステムの充実	地域包括支援センター 現在 3 名	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の確保、柔軟で目的に応じた協議体の構築 ○ 令和8年度末生活支援コーディネーター数 1名 ○ 介護・医療・福祉など関係機関との地域課題の共有、困難事例対応に向けた連携体制の充実 ○ 地域ケア会議をケースに応じて関係者に協力を求めて開催。令和8年度末 年3回開催

目標② 介護給付の費用の適正化に関する取り組みと、評価のための数値目標

介護保険事業が持続可能な制度として維持されるよう、介護保険者（自治体）である本町では以前から介護給付の適正化に取り組み、介護保険事業の健全な運営に努めているところです。

今後も持続可能な介護保険事業運営に向けて、適正な給付を行うための取り組みを実施します。

取り組み	実施主体	概要及び目標
要介護認定の適正化	担当課 現在 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定調査員を対象に、県主催の研修受講の支援、独自研修などを実施（継続）し、認定調査員の資質向上を図る ○ 1人当たり研修受講回数 年1回以上
ケアプラン点検	地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定更新時期や評価時期に合わせて実施 ○ 年間 78 件
住宅改修及び福祉用具の給付適正化	担当課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅改修、福祉用具利用の事前相談の実施 ○ 住宅改修は、書類による事前点検実施 ○ 住宅改修は必要に応じ、工事完了後の現地点検を実施
縦覧点検 医療情報と介護給付の突合 利用者への介護給付費通知	担当課 現在 4 回	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国保連に委託して実施 突合の結果、過誤や過剰の可能性のある給付については事業所に確認 ○ 利用者への介護給付費通知は年 4 回
認定情報と給付情報の突合	担当課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居宅事業所へ過誤や過剰の可能性のある給付について、ヒアリングシートを送付（適宜）し、適正かつ過不足のないサービスを確保

第4章 地域支援事業（介護予防）の見込み

第1節 介護予防・日常生活支援総合事業

1 介護予防・生活支援サービス

事業区分		実施	事業概要
訪問型サービス	①訪問介護	○	訪問介護と同様のサービス 訪問介護員による身体介護、生活援助
	②訪問型サービスA (基準緩和によるサービス)	—	事業所による生活援助など
	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	要検討	住民主体の自主活動として行う生活援助など
	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	—	保健師などが居宅を訪問し、必要な相談・指導など
	⑤訪問型サービスD (移動支援)	—	ボランティア主体による介護予防・生活支援サービス事業と一体に行う移動支援、移送前後の生活支援
通所型サービス	①通所介護	○	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練
	②通所型サービスA (基準緩和によるサービス)	—	高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業
	③通所型サービスB (住民主体による支援)	要検討	住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくり
	④通所型サービスC (短期集中予防サービス)	○	日常生活に支障のある生活行為を改善するために、利用者の個別性に応じて、プログラムを総合的に実施
その他の生活支援サービス	※「第2部 第3章 生活支援サービスの充実」に掲載	○	
介護予防ケアマネジメント		○	ケアマネジメントの実施（アセスメント、ケアプランの作成、モニタリング）

■事業見込み

				実績値		見込値	計画値		
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問型	①訪問介護	利用人数	人	159	105	130	130	130	130
通所型	①通所介護	利用人数	人	266	273	263	270	270	270
	④通所型サービスC	利用人数	人			10	10	10	10

2 一般介護予防事業

事業区分	実施	事業概要
①介護予防把握事業	○	<p>収集した地域の情報などの活用により、閉じこもりなどの何らかの支援を要する高齢者を把握</p> <p>＜本町の取り組み＞</p> <p>高齢者実態把握事業における訪問時に、地域包括支援センターが直接把握するほか、はつらつ支援ボランティアなどによる介護予防教室や、おおたき元気いきいき体操などの活動時にボランティアにより把握された情報を共有し、適切な事業につなぎます。</p>
②介護予防普及啓発事業	○	<p>介護予防の基本的な知識を普及啓発するため、町が講演会や運動教室などを開催</p> <p>＜本町の取り組み＞</p> <p>からだいいきいき塾</p> <p>認知症予防教室（大人の脳トレ教室）</p> <p>ぬくもり給食会での健康相談会の開催</p> <p>介護予防普及講演会</p>
③地域介護予防活動支援事業	○	<p>介護予防に関する知識向上のための研修会などを実施し、ボランティアが地域で活動できるよう、地域活動組織を育成及び支援</p> <p>＜本町の取り組み＞</p> <p>はつらつ支援ボランティア養成講座</p> <p>はつらつ支援ボランティア定例会</p> <p>はつらつ支援ボランティア研修会</p> <p>はつらつ支援ボランティアによる介護予防教室</p> <p>おおたき元気いきいき体操</p> <p>高齢者サロン事業補助金交付事業</p> <p>地域支え愛サポーター制度</p> <p>認知症サポーター養成講座</p> <p>高齢者食生活改善支援</p>
④一般介護予防事業評価事業	○	<p>一般介護予防事業の実施状況や目標の達成状況を検証・評価し、結果に基づいて実施方法などを改善</p> <p>＜本町の取り組み＞</p> <p>毎年実施状況を地域包括支援センター運営協議会にて検証（継続）します。</p> <p>地域支え愛サポーターなどと協議し、今後の方向性を検討（継続）します。</p>

事業区分	実施	事業概要
⑤地域リハビリテーション活動支援事業	○	<p>地域における介護予防の取り組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場へのリハビリテーション専門職などの関与を促進</p> <p><本町の取り組み></p> <p>住民主体の通いの場である「おおたき元気いきいき体操」を実施している地区へ理学療法士が出向き、安全に効果的に運動が実施できるよう指導（継続）します。</p>

■事業見込み

			実績値		見込値	計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
からだいきいき塾	実施回数	回	8	22	25	25	25	25
	参加実人数	人	14	17	17	20	20	20
認知症予防教室（大人の脳トレ教室）	実施回数	回	0	23	24	25	25	25
	参加実人数	人	0	15	12	20	20	20
ぬくもり給食会での健康相談会の開催	実施回数	回	0	0	4	10	10	10
	参加延べ人数	人	0	0	7	7	7	7
介護予防普及講演会	実施回数	回	0	1	1	1	1	1
	参加実人数	人	0	78	70	100	100	100
はつらつ支援ボランティア養成講座	実施回数	回	0	1	1	1	1	1
	参加実人数	人	0	14	4	5	5	5
はつらつ支援ボランティア定例会	実施回数	回	5	3	3	3	3	3
	参加延べ人数	人	52	104	98	100	100	100
はつらつ支援ボランティア研修会	実施回数	回	0	2	2	3	3	3
	参加延べ人数	人	0	57	60	100	100	100
はつらつ支援ボランティアによる巡回型介護予防教室	活動回数	回	0	0	4	10	10	10
	参加延べ人数	人	0	0	29	100	100	100
おおたき元気いきいき体操	実施地区数	箇所	0	4	4	5	5	5
	参加実人数	人	0	65	57	70	70	70
高齢者サロン事業補助金交付事業	助成団体数	回	0	4	6	7	7	7
	参加延べ人数	人	0	564	1,782	2,000	2,000	2,000

			実績値		見込値	計画値		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域支え愛 サポーター制度	活動回数	回	1,315	796	1,500	2,550	2,550	2,550
	登録実人数	人	82	86	86	90	90	90
認知症サポーター 養成講座	実施回数	回	0	0	0	1	1	1
	参加実人数	人	0	0	0	20	20	20
高齢者食生活改善 支援	実施回数	回	1	2	6	8	8	8
	参加延べ人数	人	21	26	60	100	100	100

第2節 包括的支援事業

1 地域包括支援センターの運営

事業区分	実施	事業概要
①総合相談支援事業	○	関係機関のネットワークを活かしながら、総合相談・支援を通じて、成年後見制度支援、日常生活自立支援、虐待防止など、制度の垣根を越えた横断的・多面的な援助を実施 <本町の取り組み> 地域包括支援センター職員が各種団体の会議などに出向き、良好な関係を構築し適切な援助につなげます。
②権利擁護事業	○	制度の狭間に入りサービスの利用が難しい、適切なサービスにつながらないなど、困難な状況にある高齢者を対象に、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のための必要な支援を実施 <本町の取り組み> 困難な状況において躊躇することなく、老人ホームへの措置や成年後見人の町申立ての適切な実施に努めます。高齢者虐待などの早期発見のために、高齢者見守りネットワーク協力事業所との連携に努めます。
③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	○	介護支援専門員、医師、地域関係機関との連携、在宅と施設の連携など、地域における多職種相互の協働による連携体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援 <本町の取り組み> 大多喜町介護支援専門員連絡会の事務局として連携づくりを行っていきます。 民生委員・児童委員協議会に出席し、地域の現状把握に努めます。

■事業見込み

			実績値		見込値	計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
権利擁護事業	対応 実件数	件	12	10	8	10	10	10
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	実施回数	回	3	6	6	6	6	6

2 在宅医療・介護連携、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業、地域ケア会議

事業区分	実施	事業概要
在宅医療・介護連携推進事業	○	<p>在宅医療と介護を一体的に提供するために、関係機関と介護事業所などの連携体制の構築</p> <p><本町の取り組み></p> <p>夷隅郡内市町及び夷隅保健所と共同で事業を推進していきます。具体的には医療・介護情報の共通化や連携研修会の開催などを実施していきます。</p> <p>合わせて、在宅医療と在宅介護サービスが連携し、在宅での看取りや認知症高齢者の在宅生活を支援する体制の整備を目指します。</p>
認知症総合支援事業	○	<p>①「認知症初期集中支援チーム」により認知症の人やその家族に早期に関わりを持ち、「認知症地域支援推進員」による地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。</p> <p>②認知症施策推進大綱における「普及啓発・本人発信支援」、「予防」、「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」、「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」、「研究開発・産業促進・国際展開」、「認知症の人や家族の視点の重視」の実施に向けた施策を検討します。</p> <p><本町の取り組み></p> <p>ケースに応じて、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員を活用し、認知症に係る課題に対応していきます。また、認知症の相談窓口の情報発信や家族介護者支援の取り組みを検討します。</p>
生活支援体制整備事業	○	<p>地域の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、日常生活上の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に実施</p> <p><本町の取り組み></p> <p>生活支援コーディネーターの資質向上、増員を進めます。</p> <p>各種医療福祉介護サービスに留まらず、民間サービスやボランティア活動を結び付け、一体的に高齢者の生活体制が整うように調整します。</p>
地域ケア会議推進事業	○	<p>医療・介護などの多職種が協働して包括的・継続的ケアマネジメント業務を効果的に実施するため、地域ケア会議を開催</p> <p><本町の取り組み></p> <p>本町の地縁・血縁が強い地域特性を活かし、ケースに応じて積極的に地域ケア会議を開催し、地域で高齢者を支える体制を整えます。</p>

第3節 任意事業

事業区分	実施	事業概要
介護給付等費用適正化事業	○	介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とするサービスを事業者がルールに従って適正に提供 <本町の取り組み> 要介護認定の適正化 ケアプラン点検 住宅改修及び福祉用具の給付適正化 縦覧点検 医療情報と介護給付の突合 利用者への介護給付費通知 認定情報と給付情報の突合
家族介護継続支援事業	○	介護者を支援する事業 <本町の取り組み> ねたきり老人おむつ等利用券支給事業（住民税非課税世帯のみ）、介護教室を実施します。
その他の任意事業	○	事業運営の安定化、高齢者の自立した日常生活への支援などに必要な事業 <本町の取り組み> 後見などの審判申立てに係る費用及び後見人などに報酬を支払うことが困難な者に、町が費用助成を行い、適切に制度が利用できるように支援します。

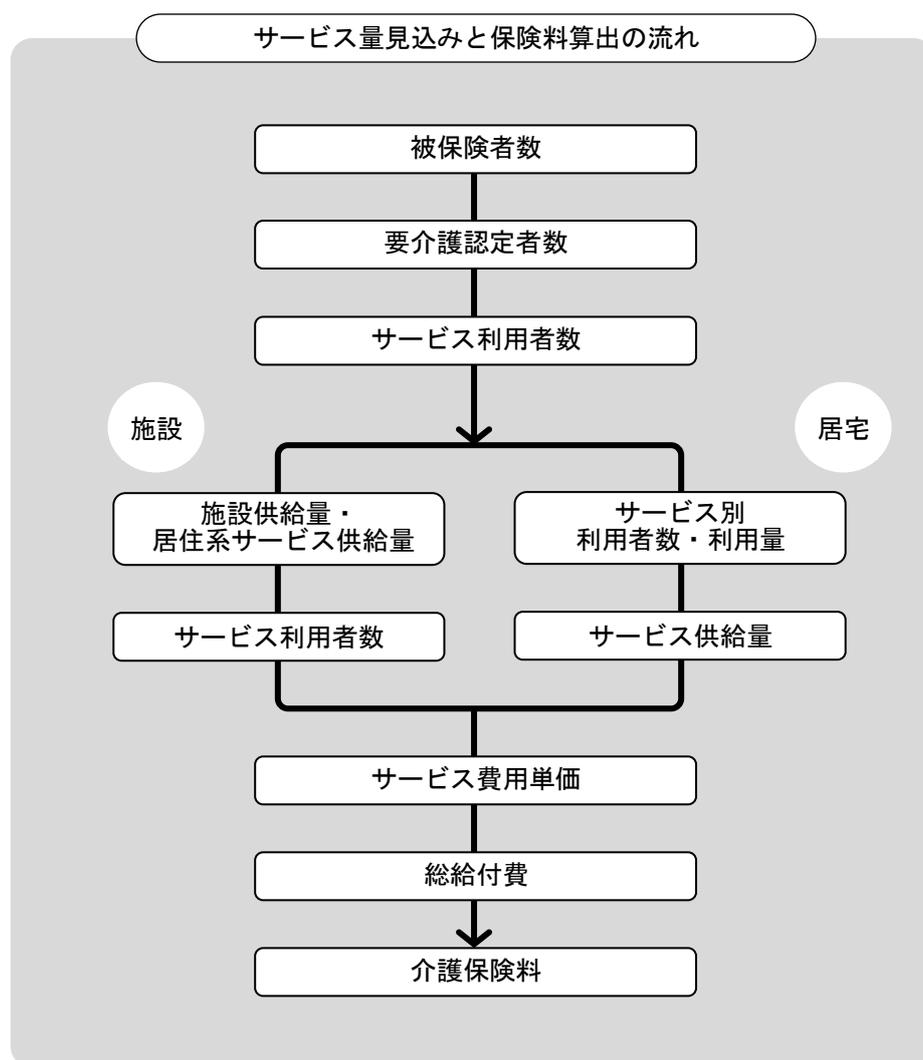
■事業見込み（家族介護継続支援事業）

			実績値		見込値	計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ねたきり老人おむつ等利用券支給事業	利用実人数	人	36	23	20	25	25	25
	参加実人数	人	0	25	52	60	60	60
介護教室	実施回数	回	0	2	3	3	3	3

第5章 介護（予防）サービスの見込み

第1節 サービス量の推計方法

第9期介護保険事業計画の計画期間である令和6年度から令和8年度までの各サービス量については、計画年度における推計高齢者人口や第8期計画期間である令和3年度から令和5年度途中の介護保険サービス利用状況を基に、計画期間における各年度の要介護認定者数と要介護度別の利用率、1人当たりの利用回数等を推計して必要量を求めたものです。



※ 「施設」、「居宅」とも、介護サービス、介護予防サービス、地域密着型サービスを含みます。

(参考) 被保険者の負担割合

介護保険制度は、国・県・介護保険者（本町）の公費（税金）と、40歳以上の町民が支払う介護保険料で運営されています。法律で定められている費用負担割合は、国・県・介護保険者（本町）の公費（税金）が50%、被保険者が50%です。

被保険者の費用負担割合は、全国的な高齢者の増加に伴い、これまでは3年に1回の保険料改定ごとに第1号被保険者（65歳以上）の負担割合が増加してきましたが、今回の改定においては、第8期と同じ負担割合となっています。

■被保険者の費用負担割合

期別	第1号被保険者 (65歳以上)	第2号被保険者 (40～64歳)
第5期	21%	29%
第6期	22%	28%
第7期	23%	27%
第8期	23%	27%
第9期（本計画）	23%	27%

(第9期計画期間のサービス見込みの考え方)

第9期計画の介護サービス見込みについて、主な考え方は次のとおりです。

- 認定者数は、減少を見込む。
- 居宅サービスは、令和5年度上半期の利用動向が今後も続く見込み。
(認定者数の減少に伴い、「訪問介護」「訪問入浴介護」「訪問看護」「居宅療養管理指導」「通所介護」「通所リハビリテーション」「短期入所生活介護」「福祉用具貸与」の利用者数減を見込む)
- 「介護老人保健施設」から「介護医療院」への転換分(22床)を見込む。
- 介護老人福祉施設は、令和5年度の利用者数が、そのまま推移するものとする。

第2節 介護（介護予防）サービスの提供量及び給付費の見込み

1 居宅サービス

(1) 訪問介護

ホームヘルパーなどが要介護者等の家庭を訪問し、排泄・食事・入浴などの介護、掃除・買い物等の家事、生活や介護等の相談・助言などのサービスを提供します。

■訪問介護見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用回数（回／月）	1,505.3	1,323.0	1,479.2	1,455.4	1,374.5	1,350.9	1,339.7	1,246.3
利用人数（人／月）	82	77	81	80	76	75	74	69

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

入浴に介護を必要とする方を対象に、特殊浴槽などを持って家庭を訪問し、入浴介護のサービスを提供します。

■訪問入浴介護見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用回数（回／月）	58.1	56.3	74.6	74.6	71.7	65.5	68.4	65.5
利用人数（人／月）	12	11	13	13	12	11	12	11

■介護予防訪問入浴介護見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用回数（回／月）	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
利用人数（人／月）	0.2	0	0	0	0	0	0	0

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

医師の指示により、看護師などが要介護者等の家庭を訪問し、療養上の支援や必要な診療の補助等のサービスを提供します。

■訪問看護見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用回数(回/月)	82.4	69.8	170.6	160.6	160.6	152.0	152.0	146.8
利用人数(人/月)	15	13	21	20	20	19	19	18

■介護予防訪問看護見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用回数(回/月)	2.1	0.4	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
利用人数(人/月)	1	0.1	1	1	1	1	1	1

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

医師、理学療法士、作業療法士などが、要介護者等の家庭を訪問し、心身の機能維持を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行います。

■訪問リハビリテーション見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用回数(回/月)	145.0	137.1	113.4	113.4	113.4	113.4	113.4	105.9
利用人数(人/月)	17	18	12	12	12	12	12	11

■介護予防訪問リハビリテーション見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用回数(回/月)	29.7	41.3	50.4	50.4	50.4	50.4	42.0	42.0
利用人数(人/月)	3	5	6	6	6	6	5	5

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、要介護者等の家庭を訪問し、療養生活を送るために必要な管理及び指導のサービスを提供します。

■居宅療養管理指導見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数(人/月)	26	35	32	32	30	29	30	28

■介護予防居宅療養管理指導見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数(人/月)	3	3	3	3	3	3	3	3

(6) 通所介護

デイサービスセンターにおいて、生活指導、日常生活訓練、健康チェック、食事、入浴、機能訓練、送迎等のサービスを提供します。

■通所介護見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用回数(回/月)	602.6	618.9	664.6	654.0	624.8	624.8	616.2	577.5
利用人数(人/月)	67	65	69	68	65	65	64	60

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院、診療所などにおいて、心身機能の維持・向上を図るため、理学療法・作業療法等のリハビリテーション、食事、入浴、送迎などのサービスを提供します。

■通所リハビリテーション見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用回数(回/月)	618.2	573.8	494.7	488.0	452.9	443.9	446.5	438.6
利用人数(人/月)	67	69	61	60	56	55	55	54

■介護予防通所リハビリテーション見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数(人/月)	15	13	16	16	16	15	15	14

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などを短期間利用し、必要な介護や機能訓練などのサービスを提供します。

■短期入所生活介護見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用回数(日/月)	133.8	205.1	117.6	117.6	109.7	109.7	117.6	117.6
利用人数(人/月)	15	15	13	13	12	12	13	13

■介護予防短期入所生活介護見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用回数(日/月)	0.5	0.2	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
利用人数(人/月)	0.1	0.1	1	1	1	1	1	1

(9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設、介護医療院、病院等を短期間利用し、医学的管理のもとに、必要な介護や看護、機能訓練などのサービスを提供します。

■短期入所療養介護見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用回数(日/月)	11.2	13.7	28.1	28.1	28.1	28.1	28.1	28.1
利用人数(人/月)	1	1	7	7	7	7	7	7

■介護予防短期入所療養介護見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用回数(日/月)	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
利用人数(人/月)	0.1	0	0	0	0	0	0	0

(10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

指定を受けた特定施設（有料老人ホーム、ケアハウス等）で生活している要介護者等に、介護、機能訓練など必要な支援のサービスを提供します。

■特定施設入居者生活介護見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数（人／月）	3	3	3	3	3	3	3	3

■介護予防特定施設入居者生活介護見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数（人／月）	0	0	0	0	0	0	0	0

(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

特殊ベッド、車イス、エアーマット、リフト、歩行支援具、徘徊感知用具など、自立を支援するために必要な福祉用具の貸与のサービスを提供します。

■福祉用具貸与見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数（人／月）	165	166	180	174	167	164	166	155

■介護予防福祉用具貸与見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数（人／月）	35	34	37	36	35	34	34	32

(12) 特定福祉用具購入・介護予防特定福祉用具購入

ポータブルトイレ、特殊尿器、入浴補助具など入浴や排泄のために使う用具の購入費の一部を支給します。

■特定福祉用具購入見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数（人／月）	4	4	5	5	5	5	5	5

■介護予防特定福祉用具購入見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数（人／月）	1	0.3	1	1	1	1	1	1

(13) 住宅改修・介護予防住宅改修

家庭での階段や廊下、玄関の手すりの取り付け、浴室、玄関の段差解消など小規模な改修について、その費用の一部を支給します。

■住宅改修見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数（人／月）	1	1	1	1	1	1	1	1

■介護予防住宅改修見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数（人／月）	1	1	1	1	1	1	1	1

(14) 居宅介護支援・介護予防支援

要介護者やその家族のサービス利用意向を踏まえつつ、要介護者の状態に合わせた介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

要支援者やその家族のサービス利用意向を踏まえつつ、要支援者の状態に合わせた介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。

■居宅介護支援見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数（人／月）	227	225	219	211	205	202	202	189

■介護予防支援見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数（人／月）	48	44	48	47	46	45	44	42

2 地域密着型・介護予防地域密着型サービス

(1) 地域密着型通所介護

定員 18 人以下の小規模通所介護事業所において、生活指導、日常生活訓練、健康チェック、食事、入浴、機能訓練、送迎等のサービスを提供します。

■地域密着型通所介護見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
利用回数 (回/月)	20.8	24.0	32.4	32.4	32.4	32.4	32.4	32.4
利用人数 (人/月)	1	1	3	3	3	3	3	3

(2) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて提供します。

■小規模多機能型居宅介護見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
利用人数 (人/月)	24	25	27	27	25	24	25	23

■介護予防小規模多機能型居宅介護見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
利用人数 (人/月)	4	2	1	1	1	1	1	1

(3) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

グループホームで、共同生活を送ることにより、生活感覚の回復や落ち着いた生活が可能となるような支援を行うことを基本に、日常生活上の必要な介護などのサービスを提供します。

■認知症対応型共同生活介護見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
利用人数 (人/月)	14	14	14	14	14	14	14	13

■介護予防認知症対応型共同生活介護見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	令和 22 年度
利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0	0	0

(4) その他のサービス

以下のサービスについては、本計画期間内のサービス提供は見込まないものとします。ただし、今後の利用ニーズの動向により、サービス事業者の確保を検討します。

事業名	区分	事業概要
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護	重度の要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。
夜間対応型訪問介護	介護	夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と、通報に基づき随時対応する訪問介護を組み合わせ、包括的にサービス提供を行います。
認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	介護 予防	認知症の方を対象に、日常生活上の世話及び機能訓練を通所施設で行います。
地域密着型特定施設入居者生活介護	介護	地域密着型特定施設の入所者を対象に、日常生活上の世話及び機能訓練、療養上の世話を行います。(入居定員 29 人以下)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護	地域密着型介護老人福祉施設の入所者を対象に、日常生活上の世話及び機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。(入居定員 29 人以下)
看護小規模多機能型居宅介護	介護	小規模多機能型居宅介護と訪問介護を組み合わせ、通い・訪問介護・訪問看護・宿泊サービスを一体的に行います。

3 施設サービス

(1) 介護老人福祉施設

常時介護が必要な方を対象に、施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の介護や機能訓練その他必要な援助など施設サービスを提供します。

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数（人／月）	95	84	61	61	61	61	54	52

(2) 介護老人保健施設

施設サービス計画に基づき、看護、介護及び機能訓練、その他日常生活上の援助を行うことにより、在宅生活への復帰を支援する施設サービスを提供します。

■介護老人保健施設（老人保健施設）見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数（人／月）	104	95	102	80	80	80	72	66

(3) 介護医療院

「介護医療院」は「介護療養型医療施設」の受け皿となる新しい介護施設であり、生活の場としての機能を兼ね備え、長期療養のための医療ケアを必要とする要介護者を対象に施設サービスを提供します。また、治癒の見込みのない方へのターミナルケアや看取りにも対応します。

■介護医療院見込量

	実績		見込	計画期間			中・長期推計	
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
利用人数（人／月）	1	2	1	23	23	23	23	23

4 介護給付費の見込み

■介護サービス給付費の見込み（要介護認定者対象サービス）

（単位：千円）

	第9期計画			中・長期推計	
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
（1）居宅サービス					
訪問介護	60,511	57,305	56,331	55,839	51,904
訪問入浴介護	11,012	10,583	9,682	10,125	9,682
訪問看護	11,619	11,634	10,995	10,995	10,517
訪問リハビリテーション	3,833	3,838	3,838	3,838	3,594
居宅療養管理指導	2,186	2,060	1,993	2,041	1,872
通所介護	65,066	62,279	62,279	61,542	57,674
通所リハビリテーション	56,709	52,416	51,305	52,213	51,468
短期入所生活介護	12,488	11,422	11,422	12,504	12,504
短期入所療養介護（老健）	4,072	4,077	4,077	4,077	4,077
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	31,522	30,037	29,459	30,294	28,377
特定福祉用具購入費	1,885	1,885	1,885	1,885	1,885
住宅改修費	958	958	958	958	958
特定施設入居者生活介護	7,392	7,402	7,402	7,402	7,402
（2）地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	2,348	2,351	2,351	2,351	2,351
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	79,105	71,008	67,519	73,900	67,655
認知症対応型共同生活介護	47,504	47,564	47,564	47,564	44,294
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
（3）施設サービス					
介護老人福祉施設	181,288	181,517	181,517	160,390	154,568
介護老人保健施設	278,200	278,552	278,552	250,282	229,807
介護医療院	92,115	92,232	92,232	92,232	92,232
（4）居宅介護支援					
合計	987,262	965,475	957,149	916,333	866,417

（注）千円以下は切り捨てのため、合計は合致していない

■介護予防サービス給付費の見込み（要支援認定者対象サービス）

（単位：千円）

	第9期計画			中・長期推計	
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
（1）介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	103	103	103	103	103
介護予防訪問リハビリテーション	1,682	1,684	1,684	1,403	1,403
介護予防居宅療養管理指導	148	148	148	148	148
介護予防通所リハビリテーション	7,421	7,430	6,907	6,907	6,385
介護予防短期入所生活介護	38	38	38	38	38
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,944	2,853	2,776	2,776	2,623
特定介護予防福祉用具購入費	35	35	35	35	35
介護予防住宅改修	360	360	360	360	360
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
（2）地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	1,119	1,120	1,120	1,120	1,120
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
（3）介護予防支援	2,518	2,467	2,414	2,360	2,253
合計	16,368	16,238	15,585	15,250	14,468

（注）千円以下は切り捨てのため、合計は合致していない

■総給付費の見込み

（単位：千円）

	第9期計画			中・長期推計	
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度	令和 22年度
総給付費 （介護予防サービス＋介護サービス）	1,003,630	981,713	972,734	931,583	880,885

資料：地域包括ケア「見える化」システム推計

第3節 介護保険料収納必要額及び保険料

1 介護保険料収納必要額の算出

第9期計画期間のサービス給付費に、その他の費用を加算し、第1号被保険者（65歳以上）の保険料収納必要額を算出します。

■介護保険料収納必要額

(単位：千円)

	第9期			
	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費見込額	3,159,394	1,071,945	1,048,574	1,038,876
総給付費	2,958,077	1,003,630	981,713	972,734
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	132,957	45,118	44,157	43,682
特定入所者介護サービス費等給付額	130,997	44,490	43,488	43,020
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	1,960	628	670	663
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	62,313	21,143	20,696	20,473
高額介護サービス費等給付額	61,305	20,820	20,352	20,133
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	1,008	323	344	341
高額医療合算介護サービス費等給付額	6,047	2,054	2,007	1,986
算定対象審査支払手数料	0	0	0	0
地域支援事業費	103,525	34,974	34,613	33,938
介護予防・日常生活支援総合事業費	36,761	12,406	12,299	12,056
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	65,310	22,076	21,828	21,406
包括的支援事業（社会保障充実分）	1,454	491	486	477
第1号被保険者負担分相当額	750,471	254,591	249,133	246,747
調整交付金相当額	159,808	54,218	53,044	52,547
調整交付金見込額	182,698	64,953	60,364	57,381
市町村特別給付費等	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	0			
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	0			
保険料収納必要額	661,281			
予定保険料収納率	96.70%			

(注) 千円以下は切り捨てのため、合計は合致していない

資料：地域包括ケア「見える化」システム推計

保険料収納必要額に基づき、所得段階別被保険者数、国からの調整交付金見込額、介護給付費準備基金の取り崩しなどを行い、第1号被保険者1人当たりの介護保険料基準額（月額）を算出します。

■介護保険料基準額（月額）		（単位：円）
	第9期	
総給付費	5,369	
在宅サービス	2,064	
居住系サービス	299	
施設サービス	3,006	
その他給付費	378	
地域支援事業費	194	
財政安定化基金（拠出金見込額+償還金）	0	
市町村特別給付費等	0	
保険料収納必要額（月額）	5,941	
準備基金取崩による抑制額 （準備基金取崩総額 66,300,000円）	541	
保険料基準額（月額）	5,400	

資料：地域包括ケア「見える化」システム推計

2 所得段階別第1号被保険者の介護保険料

被保険者の負担能力に応じて保険料を賦課する多段階化（低所得者の負担軽減）を行い、所得段階別第1号被保険者の介護保険料を算出します。

■所得段階別保険料率、介護保険料

(単位：円)

区分			保険料率	介護保険料		
				月額	年額	
第1段階	本人が町民税非課税	世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.455	2,457	29,484
第2段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額 ×0.685	3,699	44,388
第3段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額 ×0.69	3,726	44,712
第4段階		世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 ×0.90	4,860	58,320
第5段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額 ×1.00	5,400	64,800
第6段階	本人が町民税課税		本人の合計所得金額が120万円未満	基準額 ×1.20	6,480	77,760
第7段階			本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 ×1.30	7,020	84,240
第8段階			本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 ×1.50	8,100	97,200
第9段階			本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額 ×1.70	9,180	110,160
第10段階			本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額 ×1.90	10,260	123,120
第11段階			本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額 ×2.10	11,340	136,080
第12段階			本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額 ×2.30	12,420	149,040
第13段階			本人の合計所得金額が720万円以上	基準額 ×2.40	12,960	155,520

第4節 介護保険事業の円滑な運営

1 サービス基盤の整備

(1) サービス提供の充実

ひとり暮らし高齢者や老老介護の増加に伴う需要の増加に対応するとともに、利用者が質の高いサービスを選択できるよう、サービス事業所と連携し、利用ニーズに応じたサービス量の提供を図ります。

大多喜町介護保険運営協議会において、町内で十分に提供できていないサービスに関する需給の見通しなどについて検討します。

(2) 高齢者の居宅の確保

高齢者が地域での暮らしを続けていくためには、安心して生活できる居宅が必要です。制度上、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の住宅がありますが、本町においては、高齢者数のニーズに合わせた柔軟な対応を図ります。

(3) サービスの質の向上

介護保険制度が円滑に運営される上で重要な役割を担うケアマネジャーの資質向上を図るため、地域包括支援センターにおける計画的な研修の実施、必要に応じた個別協議、ケアマネジャーに“気づき”を促すための定期的なケアプランの点検に取り組みます。

また、町民が良質なサービスを利用できるよう、サービス情報公表制度の周知、サービス事業所情報の広報に努めます。

(4) 介護従事者の確保と養成

本町でサービスを提供する多くの事業所において、介護従事者不足が深刻な状況となっています。

国や県は、こうした状況に対して、介護従事者の確保や職場への定着に向けた処遇・環境改善や資質向上への一体的な取り組みを推進する施策を行っています。

本町では、国・県の施策と連動しながら、また、近隣自治体とも協力するなどして、介護従事者の確保や職場への定着に向けての対策を検討していきます。

(5) 医療・介護連携の推進

医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者を地域で支えていくため、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが必要となります。

地域における関係機関連携のもと、多職種協働により、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制の構築を目指します。

2 公正・公平な要介護認定の実施

(1) 認定調査の信頼性の確保

要介護認定調査は、研修を受講したケアマネジャーなどの資格を有する者、または、町職員が家庭などを訪問し、心身の状態などについて聞き取り調査をします。調査結果を用いて、全国同じ基準でコンピュータ処理による一次判定を行います。

認定調査の公平性や信頼性の確保には認定調査員の資質向上が重要なことから、認定調査員を対象に、県主催の研修受講の支援、独自研修などを実施（継続）します。

(2) 認定審査の実施（夷隅郡市広域市町村圏事務組合で共同処理）

認定調査の一次判定及び特記事項、主治医意見書を基にして、介護認定審査会において、要支援1、要支援2、要介護1から要介護5の7段階の要介護度で認定します。要介護認定は、6～48か月ごとに見直しされます。

今後も現行体制を維持するとともに、要介護度の審査判定の信頼性を高めるため、審査員研修会などを定期的実施（継続）します。

3 安定した介護保険事業の運営

(1) 介護給付適正化への取り組み

適切な介護サービスの提供と不適切な給付の削減を進めて介護保険料の上昇抑制と持続可能な介護保険制度を維持するため、次の取り組みを行います。

- 住宅改修の給付に関して、事前相談の受け付け、書類による事前点検の実施、必要により工事完了後の現地点検の実施（継続）。
- 福祉用具の給付に関して、事前相談の実施（継続）。
- 国民健康保険団体連合会に委託し、複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）の確認、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数の点検を行い、請求内容の過誤を早期に発見して適切な処置を行う。
- 国民健康保険団体連合会に委託し、利用者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を実施（継続）。
- 担当課で認定情報と給付情報を突合し、過誤や過剰の可能性のある給付について、居宅事業所にヒアリングシートを送付（適宜）。
- 利用者の自己負担分と給付分のバランスを理解し、適切なサービス利用を促すため、介護サービス利用者を対象に介護給付費を年4回通知（継続）。

(2) 中長期的な事業運営

団塊ジュニア世代が高齢者になる令和 22 年度を見据えた中長期的な視野に立った事業運営に向けて、給付実績の推移と要介護・要支援認定者数の見通しを勘案した介護サービスの見込量の推計、見込量に基づくサービス提供体制の計画的な整備、地域支援事業による介護予防の充実を図り、計画的な給付に努めます。

必要に応じて、被保険者の負担能力に応じて保険料を賦課する現行制度の趣旨を踏まえ、本町の実態に応じた多段階化及び調整率の見直しを検討します。

介護保険料の収納率向上のための納付相談や臨戸徴収などによる滞納者対策を実施(継続)します。

介護保険事業を安定的に運営する介護給付費準備基金の適切な運用を図ります。

4 適切なサービス利用の促進

(1) サービス情報の提供

介護保険サービスの利用は、様々な種類のサービスを多くの事業者の中から利用者自身が選択し、利用契約を結ぶこととなります。

今後も、社会福祉協議会、サービス事業所、医療機関などの関係機関と連携し、できる限りわかりやすく、広報やホームページ、地域の会合などを通じて介護保険制度の理解促進に努めます。

(2) 低所得者への対応

所得が一定基準を下回る利用者を対象に、特定入所者介護サービス費等給付、高額介護サービス等給付といった自己負担額の軽減措置を実施しています。

今後も、利用料を支払えないためにサービスが利用できない事態に至らないよう、利用者の経済的な状況の的確な把握と、各種制度の適切な利用を図ります。

(3) 苦情対応体制の充実

介護保険に関する苦情は本町や地域包括支援センターの窓口で受け付け、迅速な対応を図っています。

また、介護サービスに関する苦情は県国民健康保険団体連合会に申し立てる制度、要介護認定や保険料の徴収に関する不服は県介護保険審査会に審査請求を申し立てる制度があります。

今後も、苦情については迅速に対応する体制を継続するとともに、不服申し立て制度の周知を図り、利用者の声をサービス向上につなげるよう努めます。

5 地域包括ケアシステムの充実

(1) 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保

地域住民が抱える問題の複雑化・多様化等により、地域包括支援センターの業務量も増加傾向となっていることから、センターの業務の標準化、重点化に取り組むとともに、ICT の利活用等により業務の質を確保しながら職員の負担軽減を図ることで、より確実にスピーディーなサービス提供を行うことができるよう体制の整備に努めます

(2) 認知症施策の推進

高齢化の進行に伴い認知症高齢者の増加が懸念される中、国では「普及啓発・本人発信支援」「予防」「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」「研究開発・産業促進・国際展開」を5つの柱に施策を展開しています。

認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっていることから、本町においても、国や県の動向を踏まえながら、本町の実情に合わせた取り組みに努めます。

(3) 家族介護者支援の充実

新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、家族介護者が抱える不安や負担感は増えています。また、昨今はヤングケアラーなど新たな課題も顕在化してきており、家族介護者への支援は重要度を増しています。

こうしたことから、本町で暮らす高齢者とその家族がいつまでも地域で過ごし続けることができるよう、家族介護者への支援の充実を図ります。

(4) 地域包括ケアシステムを支える人材確保・介護現場の生産性向上

地域包括ケアシステムを構築する上で、システムを支える人材の確保は大きな課題となっており、働きやすい職場環境は人材を確保するためにも重要となります。また、現役世代の人口減少は今後も加速していくことが予想されており、介護現場における生産性の向上に関する取り組みも早急に着手する必要があります。

そのため、県と連携を図りながら、介護現場における働きやすい環境づくりや生産性向上に関する取り組みなどへの支援を推進します。

第4部 計画の推進

第1章 情報提供・相談の充実

1 情報提供体制の充実

介護サービスや保健福祉サービスが必要となった場合、まず高齢者やその家族の状況把握とともに、高齢者やその家族に必要な情報を提供することが重要となります。

そのため、町内及び近隣市町村で利用できる介護保険サービスや町の保健福祉サービスの情報整理を常に行い、適切な情報提供に努めます。

2 相談支援体制の充実

相談窓口の中心となる地域包括支援センターは、高齢者やその家族が信頼して相談することができ、かつ、円滑に適切なサービス利用につなげることが必要となります。

そのため、各種研修会などへ参加し職員の資質の向上を図り、最新の介護保険サービスや保健福祉サービスなどの情報収集に努めます。また、相談内容によっては庁内関係部署や関係機関、事業者等との連携が必要となることから、連携体制の整備を図ります。

3 支援ニーズの把握、効果的な支援の実施

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加により、困りごとを抱えていながら誰にも相談せずに問題を増幅させるケースが増える可能性があります。

そのため、地域住民や民生委員・児童委員等の協力により、困りごとを抱えている高齢者の情報を把握するとともに、状況を把握したときは、どのような支援ニーズがあるのかを的確に把握し、効果的な支援につなげます。

第2章 計画の推進体制、進行管理

1 地域関係団体との連携

本計画に定めた高齢者に対する保健福祉サービスを効果的に実施するためには、地域の関係団体との協力・連携が不可欠であり、そのための体制づくりを進めていく必要があります。

民間の福祉活動の中核的団体である社会福祉協議会、町と地域とのパイプ役としての民生委員・児童委員、地域福祉に大きな役割が期待されるボランティア連絡協議会、元気な高齢者の社会参加の組織である老人クラブ連合会、住民による福祉の増進を進める各自治会、社会教育、スポーツなどの関係団体との連携を強化し、地域の保健福祉サービスの充実に努めます。

2 サービス提供事業者との連携

介護保険事業を円滑に推進するためには、介護保険サービスを提供する事業所との協力及び連携は必要不可欠です。

そのため、各事業所への情報提供や介護支援専門員への支援の充実を図るなど、事業所との協力・連携に努めます。

3 医療機関、千葉県夷隅健康福祉センター、警察との連携

支援を必要とする高齢者や虐待の疑いのある高齢者などの発見については医療機関や警察からの通報によるケースが全国的にみられます。

その後の高齢者への対応についても連携した対応が必要となるため、医療機関、警察及び千葉県夷隅健康福祉センターとの情報の共有や連携強化に努めます。

4 計画の周知・啓発

本計画の内容や進捗状況について、広報やホームページ、各団体などを通じて周知を図ります。

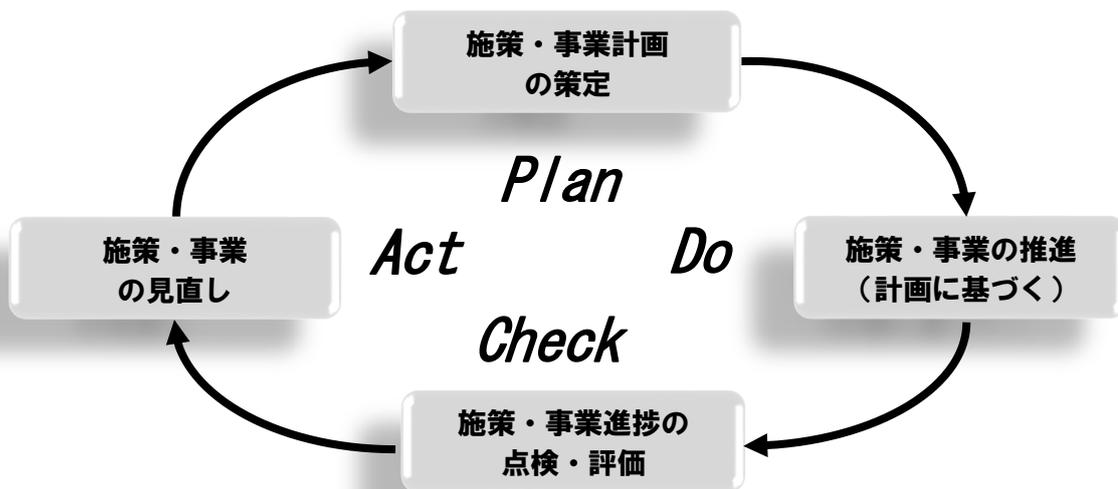
高齢者自身も貴重な担い手であることを啓発し、支え合う地域づくりを推進します。

5 計画の進行管理と点検体制

本計画の担当部局を中心に庁内の関係各課が緊密に連携して、効果的かつ効率的な施策を推進します。

本計画の進行管理は、「計画 (Plan)」、「実施 (Do)」、「点検・評価 (Check)」、「見直し (Act)」のPDCAサイクルに基づき、施策の進捗状況を担当部局で点検・評価します。

大多喜町介護保険運営協議会では、毎年度、施策の点検・評価の結果を検証し、次年度の施策・事業の改善や見直しを行います。



第5部 資料編

1 大多喜町介護保険運営協議会規則

○大多喜町介護保険運営協議会規則

平成14年3月20日

規則第7号

改正 平成16年3月29日規則第10号

(趣旨)

第1条 大多喜町介護保険条例(平成12年条例第17号。以下「条例」という。)第11条に規定する大多喜町介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営については、条例に定めがあるもののほか、必要な事項はこの規則の定めるところによる。

(組織)

第2条 条例第11条第4項各号に定める委員は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険法に基づく第1号被保険者 2名
- (2) 介護保険法に基づく第2号被保険者 2名
- (3) 介護保険事業及び保健福祉事業に関し学識を有する者 3名
- (4) 介護に関し経験を有する者 2名
- (5) 介護サービス事業に従事する者 4名

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。
- 4 会長は、協議会の審議した事項及び結果について、その都度、町長に報告しなければならない。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康福祉課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月29日規則第10号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 大多喜町介護保険運営協議会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属 等	備 考
大 下 正 晃	学識を有する者	会 長
渡 辺 八寿雄 (渡邊 泰宣)	学識を有する者	副会長
菅 野 忠 雄	第1号被保険者	
米 本 郁 徳	第1号被保険者	
鈴 木 朱 美 (佐久間 ひろみ)	第2号被保険者	
只 野 弘 美	第2号被保険者	
山 田 久 子	経験を有する者	
浅 野 久 子	経験を有する者	
石 井 乾 詞 (渡邊 有美子)	事業に従事する者	
吉 川 英 男	事業に従事する者	
富 山 遼 平 (※1青木 大知)	事業に従事する者	
篠 原 敬 典	事業に従事する者	

任期 令和5年11月6日 ～ 令和8年11月5日

※カッコ内は任期が令和4年9月1日 ～ 令和5年11月5日の方

※1 令和4年4月1日～令和5年11月5日（前任者退職に伴い中途での就任）

3 検討経過

日程	主な事項
令和4年11月～ 令和5年 4月	アンケート調査の実施
10月	介護保険サービスニーズ量推計（第1回）
8月31日	<u>第1回 大多喜町介護保険運営協議会</u> ○第9期介護保険事業計画策定の概要 ○アンケート調査の結果概要報告 ○介護保険事業計画現況調査報告 ○寝たきり高齢者おむつ等利用券支給事業について ○今後のスケジュール
12月	介護保険サービスニーズ量推計（第2回）
12月15日	<u>第2回 大多喜町介護保険運営協議会</u> ○高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画素案の検討
令和6年1月11日～ 1月25日	意見公募の実施
1月	介護保険サービスニーズ量推計（第3回）
1月26日	<u>第3回 大多喜町介護保険運営協議会</u> ○地域包括支援センターの運営状況について ○大多喜町高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画案の検討
3月	計画決定 議会で介護保険料の条例改正

4 用語解説

初出頁	用語	解説
あ行		
85	ICT	情報技術を活用して様々な人やモノをつなげていく技術。
12	運動器	骨・関節・筋肉・神経など身体を動かす組織・器官の総称。
か行		
56	介護給付	介護の知識を幅広く持った専門家で、県知事から与えられる公的資格。介護サービスの利用にあたって本人や家族の相談に応じアドバイスをしたり、希望をもとに心身の状態にあったケアプランを作成し、事業者とのサービス調整を行う。
63	介護支援専門員 (ケアマネジャー)	介護の知識を幅広く持った専門家で、県知事から与えられる公的資格。介護サービスの利用にあたって本人や家族の相談に応じアドバイスをしたり、希望をもとに心身の状態にあったケアプランを作成し、事業者とのサービス調整を行う。
63	高齢者虐待	高齢者に対する虐待は、身体的なものばかりではなく、言葉の暴力による精神的なものから必要な世話を故意にしない放任なども含む。 平成17年11月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立。虐待を受けた高齢者の保護や養護者の負担の軽減への支援等の措置について定めている。
58	ケアプラン	個々のニーズに合わせた適切な保健・医療・福祉サービスが提供されるように、介護支援専門員（ケアマネジャー）を中心に作成される介護サービスの利用計画のこと。
59	ケアマネジメント	利用者の必要とするケアを調整する機能を果たす援助で、利用者が社会生活を行う上での様々なニーズに対応して、適切な社会資源と結びつけること。 社会資源は、家族、親戚、友人、知人、近隣、ボランティア等のインフォーマルな資源と、地域の団体・組織、法人組織、行政、企業などのフォーマルな資源、そして利用者自身の持つ内的資源がある。ケアマネジメントの援助は、①入り口、②アセスメント（心身の状態や問題状況等の把握・理解）、③ケース目標の設定とケアプランの作成、④ケアプランの実施、⑤モニタリング（ケアプランにそって提供されるサービスが利用者のニーズにうまく対応できているかどうか確認し、チェックすること）、⑥再アセスメント、⑦終結といった過程を持っている。
5	権利擁護	認知症高齢者や知的障がい者等で判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理等の援助等を行うこと。
6	高齢化率、高齢社会	国連では65歳以上を高齢者としており、65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合を高齢化率という。 高齢社会とは人口の高齢化が進んだ社会のことをいう。国連では総人口に占める高齢者人口の割合が7～14%の社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」としている。

初出頁	用語	解説
さ行		
46	社会福祉協議会	社会福祉の増進を図るために組織された民間団体で、社会福祉の基本的な事項を定めている社会福祉法に規定されている。地域福祉事業推進の中心的役割を担っている。
23	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）	生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など、地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングを行う人のこと。
39	生活習慣病	<p>生活習慣病は、食生活や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に大きく関与する慢性の病気（がん、脳血管疾患、心疾患等）のこと。</p> <p>内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）は、お腹周りに脂肪のつく「内臓脂肪型肥満」に加え、高血圧、高血糖、脂質異常の危険因子を複数併せ持ち、生活習慣病が引き起こされる確率が高い状態のこと。重なる危険因子の数が多ければ多いほど、命に関わる心臓病や脳卒中を発症する危険が高まる。</p> <p>なお、肥満症や高血圧、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病は、それぞれが独立した別の病気ではなく、内臓に脂肪が蓄積した「内臓脂肪型肥満」が共通の原因と考えられるようになった。</p>
18	成年後見制度	認知症等のために判断能力が不十分であると家庭裁判所が認めた場合に、成年後見人等が財産管理等を行い、本人を保護・支援する制度。
た行		
76	ターミナルケア	終末期において、主に痛みの緩和等を中心に行われる医療や介護のこと。
56	団塊の世代	戦後の第一次ベビーブーム期（昭和22年から昭和24年頃）に生まれ、日本の高度成長期とともに育った世代とされる。令和7年には、すべての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、他の世代と比較してその人口規模が大きいことから、年金や保険、医療費等様々な分野に影響が出るものと考えられている。
1	団塊ジュニア世代	第二次ベビーブーム期（昭和46年から昭和49年頃）に生まれ、団塊世代に次いで世代人口が多い世代。
1	地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
1	地域包括ケア	平成18年度から介護保険制度に導入されている考え方。高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、医療、生活支援サービス、住まい、医療を一体化して提供していくというもの。
46	地域包括支援センター	<p>地域住民の保健医療の向上や福祉の増進を包括的に支援するための中核的機関。</p> <p>介護予防や権利擁護の推進、高齢者本人や家族からの相談対応を行うとともに、必要な支援が継続的に提供されるように調整する。</p>

初出頁	用語	解説
66	地域密着型サービス	認知症高齢者の増加等を踏まえ、できるだけ住み慣れた地域の近くでサービスが受けることができることを目的としたサービス。事業所指定は市町村が行い、原則として設置されている市町村の住民のみが利用できる。
41	特定健康診査、 特定保健指導	特定健康診査は、糖尿病や高脂血症などの生活習慣病の発症や重症化予防を目的に、メタボリックシンドロームの該当者や予備群を早期に発見するために行う、40～74歳の公的医療保険加入者を対象として行う健康診査。 特定保健指導は、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる人に対して、生活習慣を見直すサポートを行うこと。
な行		
5	日常生活圏域	介護保険事業において、地域の特性や実情に応じたサービス提供や基盤整備を推進する地域の範囲。地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件を考慮して市町村独自に設定する。
9	認知症高齢者	高齢期における脳の広範な器質的障害により、獲得されている知能が低下していく「認知症症状」を示している高齢者のこと。
60	認知症サポーター	認知症サポーターは、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を見守る人（サポーター）のこと。養成講座を受講することで誰でもなることができる。 医師などの専門家や介護経験者などの「キャラバンメイト」が先生役になり、住民の中から「認知症サポーター」を養成する。
64	認知症初期集中支援 チーム	認知症や認知症が疑われる人とその家族を複数の専門職が訪問し、認知症の専門医による鑑別診断などを踏まえて観察・評価を行うなど、初期の支援を包括的・集中的に行い、本人や家族の自立生活をサポートするチームのこと。
64	認知症地域支援推進 員	認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行う人のこと。
は行		
80	保険料基準額 (月額)	事業計画期間における保険給付費、地域支援事業費等の事業費支出のうち、第1号被保険者保険料で賄うべき費用（保険料収納必要額）を、第1号被保険者数（所得段階別加入割合補正後）及び保険料予定収納率で除し、さらに12か月で除したものの。
ま行		
9	見える化システム	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域別の特徴や課題、取り組み等を把握できるように、介護・医療関連情報を共有（「見える化」）するためのシステムで、厚生労働省が構築し、運用されているもの。 「現状分析」機能、「実行管理」機能、「将来推計」機能、「取組事例」参照機能が備わっている。

初出頁	用語	解説
や行		
5	要介護認定（者）	要支援1・2、要介護1～5の7段階にどの程度の介護を必要としているかをランク分けしたもの。訪問調査の結果をコンピュータで判断する一次判定と、主治医の意見書を加えて医療や福祉の専門家が判断する二次判定の結果によって決定される。
ら行		
23	老人クラブ	自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動等を行う高齢者の自主組織。

大多喜町高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画

発行：令和6年3月

編集：大多喜町健康福祉課

〒298-0292 千葉県夷隅郡大多喜町大多喜 93 番地

TEL 0470 (82) 2168 FAX 0470 (82) 4461